

シリア人権報告書 2017 年版

概要

2000 年以降、バッシャール・アサド (Bashar Assad) 大統領がシリア・アラブ共和国を統治している。憲法では、国家機関及び社会におけるバース党 (Baath Party) 指導者の優位性を命じており、アサド大統領とバース党の指導者たちが、政府の 3 部局の全てを支配している。2011 年に始まった反政府暴動は、年間を通して続いた。2014 年の大統領選挙と 2016 年 4 月の議会選挙の結果、アサド大統領が再選を果たすとともに、人民議会 (People's Council) (シリアの議会) の 200 議席を、バース党が率いる国民進歩戦線 (National Progressive Front) が占めることとなった。いずれの選挙も、政府による抑圧が蔓延した環境で行われ、反対勢力の支配地域に住む多くのシリア国民が選挙に参加しなかった。監視団は、それらの選挙を自由で公正なものとはみなさなかった。

政府は、制服組の軍隊、警察、及び国家治安部隊に対する統制力は保持していたが、外国及び自国の軍隊や準軍事組織に対しては、実質的な統制力を保持していなかった。そうした組織には、ロシア国軍、ヒズボラ (Hizballah) 及びイスラム革命防衛隊 (Islamic Revolutionary Guard Corps)、国民防衛隊 (National Defense Forces) といった非制服組の親政府派民兵組織、ブスタン・チャリタブル・アソシエーション (Bustan Charitable Association) すなわちシャビーハ (shabiha) などが含まれていた。

最も顕著な人権侵害の 1 つに、紛争中に行った残虐行為の結果としての、政府及びその支持者らによる不法な殺害や恣意的殺害があった。そうした残虐行為には、次のようなものがあった：民間人に対するサリンや塩素といった化学兵器の度重なる使用、民間人や居住地区を狙った「樽爆弾による爆撃」の横行、民間のインフラに対する組織的攻撃、医療施設への攻撃、超法規的処刑、戦争の武器としての子どもたちまでも狙ったレイプ / 地方の一般市民に対する大虐殺、兵糧攻め、及び強制退去 / 集団強制失踪 / 性的暴行を含む何千件もの拷問事件 / 医療措置の意図的拒否をはじめとする、刑務所や収容施設の過酷で生命に関わる状況 / 恣意的な逮捕や勾留の横行 / 何万人もの政治犯 / プライバシーへの介入の蔓延 / 少年兵の徴募及び使用 / インターネット・アクセスを含めた表現、集会、結社、及び移動の自由の厳しい制限 / 避難民を含めた民間人への人道的アクセスの拒否 / 汚職の蔓延 / 政府や過激派部隊による同性同士の性行為の違法化や LGBTI の人々に対する暴力 / 労働者の権利の厳しい制限。

政府は、人権侵害を犯した役人の捜査、起訴、或いは処罰に向けた行動を何も起こさなかった。刑事免責が蔓延し、治安部隊や政府内の他の部署に深く根付いていた。

伝えられるところによれば、政府とつながりのある準軍事組織が、大虐殺、無差別殺人、民間人の誘拐、恣意的勾留、戦術としてのレイプといった、頻発する暴力や虐待に関与していたという。イランの支援を受けるレバノンのテロ組織ヒズボラなどの政府系民兵組織は、再三にわたって民間人を標的にしていた。また、アルカーイダ (al-Qa'ida) とつながりのあるハイアト・タハリール・アル＝シャーム (Hayat Tahrir al-Sham: HTS) といった武装テロリスト集団も、大虐殺、爆撃、誘拐、不法な勾留、拷問、不法な殺害、信仰宗派に基づく居住地からの強制避難といった、様々な人権侵害を犯していた。殺人の大半は政府やその支持者らによるものであったが、イスラム国家の過激派集団 ISIS も、ラッカ (Raqqa) 県やデリゾール (Deir al-Zour) 県の自らの支配地域で大量の人権侵害を犯していた。人身売買や、子どもたちの強制徴兵及び紛争への投入が増加していた。ISIS の戦闘員の間で、性奴隷にするための女性や少女に対する組織的レイプや強制結婚が行われているという複数の報告があった。8 月 15 日には、米国のレックス・ティラーソン (Rex Tillerson) 国務長官が、「ISIS の支配地域における、ヤジディ教徒、キリスト教徒、及びイスラム教シーア派の人々に

対する集団虐殺は、明らかに ISIS の仕業である。また ISIS は、同じくそれらのグループや、場合によってはイスラム教スンニ派、クルド人、及びその他の少数派の人々も対象にした、非人道的犯罪や民族浄化も行っている」と明言した。

また、クルド人部隊が地域を ISIS の支配から解放した後に、そこからアラブ人の住民を強制退去させているという報告もあった。当年の地元メディアの報道やシリアの人権団体からの報告では、クルド人当局者が、現地の市民評議会のリーダー、ジャーナリスト、及びその他の民間人を逮捕していたことが伝えられた。クルド人民防衛隊（Kurdish Peoples Protection Units: YPG）のメンバーを含む、シリアのクルド人、アラブ人、トルクメン人、及びその他の少数民族の連合部隊であるシリア民主軍（Syrian Democratic Forces: SDF）の一部のメンバーが、子どもたちの制限徴兵を組み込むために強制徴兵に関与していると主張する報告があり、さらに、その発言や制服から SDF に所属していると思われる人々による、複数の単発的な拷問事件と、ISIS との関係が疑われる人物に対する少なくとも 1 件の超法規的殺人事件があったと主張する報告もあった。

第 1 節 以下からの自由を含む個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な又は政治的動機による殺害

政府及びその職員が、紛争に関連して恣意的又は不法な殺害を行ったという報告が、非常に数多くあった（第 1 節 g 項を参照）。

シリア人権ネットワーク（Syrian Network for Human Rights: SNHR）によれば、3 月の時点で、紛争によって少なくとも 20 万 7,000 人の民間人が殺害されていた。政府は依然として、ヘリコプターや航空機を使った空爆を続けていた。SNHR の報告によれば、政府のヘリコプターは 1 月から 10 月までの間に少なくとも 5,318 バレルの爆弾を投下しており、それによって少なくとも 110 人の民間人が死亡しているということであった。アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International: AI）の報告では、当局は 2011 年 9 月から 2015 年 12 月までの間に、サイドナヤ（Sednaya）軍事刑務所で 5,000 ~ 1 万 3,000 人の人々を殺害しており、そうした殺害がなくなったという兆候は見られないという。5 月には、ある外国政府が自らの見解として、おそらくシリア政府はサイドナヤの収容所内に遺体焼却炉を設置して、自国の部隊がほとんど証拠を残さずに捕虜の遺体を処分できるようにしていると発表した。10 月 26 日には、化学兵器禁止機関（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）と国連の合同査察機構（Joint Investigative Mechanism）が第 7 次報告を発表し、その中で同機構は、カーン・シェイクン（Khan Shaykhun）で多数の人々が犠牲となった 4 月 4 日の攻撃で、アサド政権が化学兵器のサリンを使用したと結論付けた。また同報告では、2016 年 9 月にウムハウシュ（Um-Housh）で化学兵器のマスタードガスを使用したのは、ISIS であるとも断定した。

報告によれば、政府軍及び親政府派部隊は、病院、居住地区、学校、国内避難民（IDP）用の居留地や難民キャンプの民間人を攻撃しており、そうした攻撃には、一般に「樽爆弾」と呼ばれる簡易爆発物による爆撃も含まれていたという。政府は依然として、子どもたちまでも標的にした拷問やレイプを続けていた。政府は軍事的戦術として、民間人の大虐殺はもとより、民間人を標的にした強制退去、レイプ、兵糧攻め、及び時として地域住民の降伏を余儀なくさせた持続的な包囲攻撃も用いていた。

b. 失踪

政府当局又はその代行者による失踪の報告があった。国連の調査委員会（Commission of Inquiry: COI）

の報告によれば、強制失踪は依然として多発しているとのことであった。活動家、人権監視団、及び国際 NGO から報告された失踪の大半は、政治的動機によるものであるように思われた。2016 年 8 月には、SNHR が、推定 7 万 5,000 件の強制失踪の 96 パーセントは、政府の手によるものであると推断した。報告によれば、政府は、特にジャーナリスト、医療関係者、反政府抗議者、それらの人々の家族や仲間といった、批判者を標的にしているということであった。

例えば、2012 年に政府は、市民が政府による監視やオンライン検閲を逃れるのを支援していることで広く知られていた、活動家のバセル・ハルタビル (Bassel Khartabil) 氏を逮捕した。バセル氏の健康状態や所在は、バセル氏の家族が 8 月に、政府は 2015 年 10 月にバセル氏を処刑したというダマスカス (Damascus) からの出所不明の知らせを受けるまで、一切分からないままであった。

COI の 2016 年度報告書によれば、政府軍は依然として、検問所や自らの支配下地域での、包囲された地域から脱出しようとする負傷者の大量逮捕に関与し続けているとのことであった。数年間に及ぶ包囲及び兵糧攻めによって、ダラヤ (Daraya) やモアディミヤ (Moadimiyah) といった町が降伏すると、政府は民間人に対しては近隣地域への移住という選択肢を与えたが、敵対勢力の戦闘員には、個人用の武器を携えてイドリブ (Idlib) 県に移動するよう要求した。報告によれば、政府は、敵対集団と関係があるとみなされる、とりわけスンニ派の戦闘適齢期の男性たちを逮捕していたという。COI が強調したのは、失踪者の家族の多くは、当局者に近づいて自分たちの身内の居所について尋ねることを怖がっているということであった。当局者に近づいて身内の居所を知るためには多額の賄賂を支払わなければならない、さもなければ、失踪者の運命に関する情報の開示を当局から組織的に拒否されることになるという。

2016 年 12 月の終盤に政府がアレppo (Aleppo) の東部地区を制圧したときに、兵役適齢期の男性が強制的に失踪させられていることが、報告書によって明らかになった。また、政府が兵役適齢期の男性を強制的に徴兵しているとの報告もあった。

AI の報告によれば、紛争が始まって以降に失踪している何千人もの人々や、1970 年代以降に失踪した 1 万 7,000 人の人々について、政府から詳細な情報は提供されなかったという。2011 年以降の総失踪件数に関する人権団体の推定値には大きなばらつきがあったが、いずれの推定値からも、失踪が蔓延する一般的慣行であることが明示された。AI の概算では、当局は紛争が始まって以降、5 万 8,000 人の民間人と 7,000 人の武装集団メンバーを含む、6 万 5,000 人を超える人々を無理やり誘拐しているとのことであった。多数の有名な政治犯が、依然として行方不明のままであった (第 1 節 e 項を参照)。SNHR の報告では、政府軍及び親政府派民兵組織は、1 月から 11 月までの間に、男性、女性、及び子どもを標的にした 5,228 件もの恣意的逮捕を行ったという。

テロリスト集団は、宗教指導者、支援活動員、政府関係者と思われる人物、ジャーナリスト、及び活動家を標的にして、特に北部及び東部地域で誘拐を行っていた。COI によれば、ISIS の支配地域における強制失踪の報告も増加したとのことであった。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

法律では、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じており、これに違反した場合には 3 年以下の懲役刑が科せられると規定している。活動家、COI、及び現地 NGO からは、政府当局が、尋問中も含めて、敵対者と目される者を処罰するために頻りに拷問を行っているという、確かな事案が何千件も報告されていた。監視団の報告では、拷問や虐待の事案の大半は、政府の治安業務支部のそれぞれが運営する収容施設で発生していた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch: HRW) 及び COI からは、検問所や、空軍、政治的安全保障局 (Political

Security Division), 一般安全保障局 (General Security Directorate), 及び参謀本部諜報局 (Military Intelligence Directorate) が運営する施設では, 政府の敵対者の勾留及び拷問が習慣的に行われているとの報告があった。HRW 及び COI は, 拷問が行われている具体的な拘留施設を特定しており, そこにはメッセ (Mezzeh) の空港拘留施設, 軍治安支部 (Military Security Branch) 215, 227, 235, 248, 及び 291, アドラ (Adra) 及びサイドナヤの刑務所, ハラスター空軍諜報部 (Harasta Air Force Intelligence Branch), ハラスター陸軍病院 (Harasta Military Hospital), メッセ陸軍病院 (Mezzeh Military Hospital) 601, 並びにティシュリーン陸軍病院 (Tishreen Military Hospital) が含まれていた。また COI からは, テロ対策裁判所 (Counterterrorism Court: CTC) や戦地の軍事裁判所が, 有罪判決を勝ち取るために拷問を通じて引き出した, 強制的な自白や情報に依存しているとの報告もあった。報告によれば, 大勢の拷問被害者が勾留中に死亡しており, SNHR の報告では, 2011 年の序盤から 2016 年 6 月までの間に, 1 万 2,679 人の人々が拷問のために死亡していて, そうした事案の 99 パーセントが政府の施設内で発生しているとのことであった (第 1 節 a 項を参照)。

活動家は, 治安部隊が収監者や被勾留者に虐待や拷問を行っているという何千件もの確かな事案を挙げ, 多くの虐待事案は報告されないままになっていると主張した。一部の人々は, 政府の報復を恐れて, 自らの名前や事案の詳細を報告することを許可しなかった。

COI は, 拷問方法に依然として一貫性があることを強調した。その 1 つが, 木製や金属製の棒, ホース, ケーブル, ベルト, 鞭, ワイヤーでの, 頭部, 胴体, 及び足裏の殴打 (「ファラクア (falaqua)」) であった。また報告によれば, 当局者は, 被勾留者に性的暴行を加えたり, その生殖器などに電気ショックを浴びせたり, タバコの火を押し付けたり, 長時間にわたってストレスのかかる姿勢を取らせたりもしていた。相当数の男性被勾留者から, 手錠をかけられ, 手首の部分で何時間にもわたって天井や壁から吊るされたとの報告があった。

その他に報告された過酷な肉体的拷問の方法としては, 爪をはがしたり毛髪を抜いたりする, 鋭利な道具で身体を刺す, 耳や生殖器といった身体の一部を切断する, というものなどがあった。さらに多数の人権団体から, 直腸や膣に物を押し込む, 背骨を無理やり伸ばす, 被害者を車輪のフレームの上に乗せて露出した身体部分を鞭で打つ, といったその他の形態の拷問も報告された。さらに報告によれば, 警察官は依然として, 被勾留者を全裸にさせて, 長時間にわたって天井から吊るし, 電気ショックを浴びせるといふ, 「シャベ (shabeh)」の慣行を続けているとのことであった。2016 年 8 月に, AI と人権データ分析グループ (Human Rights Data Analysis Group) は, サイドナヤ刑務所 (Sednaya Prison) における 1 万 2,270 件の立証された殺害事案と拷問の頻用に関する, 詳細な説明を発表した。

また報告によれば, 政府による精神的拷問の使用も増加しているとのことであった。報告例の多かった 1 つの慣行は, 前の犠牲者の遺体が放置された監房に, 被害者を一晩勾留するというものであった。SNHR の報告によれば, 精神的拷問の方法には, 被勾留者に他の被勾留者のレイプを見るよう強要する, 家族 (特に女性家族) をレイプすると脅す, 被勾留者に服を脱ぐよう強要する, 被勾留者の信仰を侮辱する, などがあるという。

HRW, AI, SNHR をはじめとする様々な NGO から, 未成年者までも標的にしたレイプや性的虐待が横行しているとの報告が続いた。COI からは, 取調官が, ダマスカスにある諜報総局 (General Directorate of Intelligence) の支部 285 に収監されている男性被勾留者に対して, レイプや性的虐待を行っているという報告を受けたとの報告があった。また COI からは, 政府職員が, 拘留施設はもとより検問所においても, 女性に対してレイプやその他の形態の性的暴行を行っているとの報告もあった。COI の報告では, 当局者が被勾留者に対して, 収監中にその親族の女性に性的暴行を加えるとの脅しをかけていることが強調されていた。NGO の人権派弁護士・医師団 (Lawyers and Doctors

for Human Rights) からの 7 月の報告では、政府は、人道に対する犯罪に相当する「体系的で広く浸透したやり方で」、恣意的に女性を政府の収容施設に勾留して拷問にかけていることが強調されていた。その報告書には、8 人の女性の体験が詳細に記されていた。1 人の女性の説明によれば、彼女は裸での検身中に看守に性的いたづらをされ、その後ベッドに縛り付けられて「5 人の男に集団レイプをされた」という。彼女の報告では、彼女はアル・メッセ軍用飛行場(al-Mezzeh Military Airport)での 15 日間に、その他に少なくとも 3 回の場面でレイプや性的暴行を受けたということであった。ある尋問中には、彼女は政府の治安要員に全裸にされてレイプされ、そのつらい体験を撮影された。

国連や NGO の複数の情報筋からの報告により、紛争中を通してレイプや性的暴行が横行していたことが立証されており、その被害者は主に女性であったが、それだけに限られるものではなかった。COI によれば、政府や政府系民兵組織は、デリゾール(Deir al-Zour)、ダルアー(Dara'a)、ハマ(Hama)、ダマスカス、及びタルトゥース(Tartus)の各県で、一般市民に対して組織的にレイプやその他の非人道的攻撃を行っていたという。収容施設が最も一般的な虐待の場となっていた。

政府の治安部隊が収監者に対する虐待や非人道的処遇に関与しているという報告が、幅広い方面から寄せられていた。COI によれば、その大半は、最初に検問所で拘束された民間人か、又は軍事侵攻の最中に捕虜にされた民間人であるとのことだった。記述の大半は男性被勾留者に関係するものであったが、政府による勾留中に虐待に苦しむ女性被勾留者の報告も増加していた。報告された虐待の頻度、継続期間、及び厳しさから、被害者が長期間にわたって精神的及び肉体的ダメージに苦しみ続けていることがうかがえた。

COI の報告によれば、2011 年の始まりから紛争期間全体を通して、治安部隊は被勾留者を陸軍病院での虐待にさらしており、虐待や尋問における 1 つの手法として、しばしば治療を妨害したり既存のけがをさらに悪化させたりしていた。メッセの空港拘留施設、軍治安支部 215 及び 235、並びにサイドナヤ刑務所における、勾留中の死亡の報告が複数あった。当局は一貫して、情報を求めてくる被勾留者の家族を、カブン陸軍警察(Qaboun Military Police)とティシュリーン陸軍病院に誘導していた。しかし報告によれば、当局が死亡した被勾留者の遺体を家族に返還することはほとんどなかったという。2016 年 1 月に、当局はサイドナヤ刑務所でのアメル・サファフ(Amer Safaf) 救急医療士の死亡を正式に認めており、その遺体には、2012 年に政府軍に逮捕された後に拷問を受けた痕跡が見られた。

AI の「人間屠殺場(Human Slaughter House)」という報告書により、政府が収監者に十分な食料を与えておらず、そのために収監者が栄養不良や飢餓に陥って、結核といった重い病気にかかりやすくなっていることが実証された。AI の報告書には、サイドナヤ刑務所での勾留中に体重が半分以下に減少したとの報告があった、3 人の被勾留者の証言が盛り込まれていた。

依然として、政府による児童虐待という並外れて残忍な事案の報告がかなり多くあった。COI が強調したのは、政府の拘留施設における 13 歳未満の、場合によっては 11 歳という幼い子どもたちの勾留及び拷問の報告が定期的にあることであった。報告によれば、政府職員は、家族が反体制派、武装敵対勢力のメンバー、及び活動家団体と関係している、若しくは関係している疑いがあるという理由で、子どもたちを標的にして拷問を行っているということであった。国連の子どもと武力紛争に関する特別代表の報告によれば、14 歳という若さの少年も含まれる、大半を少年が占める子どもの被勾留者は、大人に対して行われているのと同様の或いは全く同じ拷問方法で苦しめられているとのことであった。信頼できる証言者によれば、当局は依然として、敵対勢力の戦闘員と関係のある親やその他の親族に当局への降伏を強要するために、大勢の子どもたちを勾留し続けているということであった。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6

当局に勾留されている女性や少女は男性よりも少ないが、SNHR の推計では、2011 年の暴動の始まりから 2016 年 4 月までの間に政府の刑務所に収容された女性被勾留者の数は、7,000 人を超えるということであった。SNHR は、2,850 人の女性が今なお刑務所に収容されていると推計した。

2015 年の婦人国際平和自由連盟 (Women's International League for Peace and Freedom) の報告によれば、当局はしばしば、男性家族との交渉において利用するために女性を勾留しているとのことであった。当局は彼女たちを、武装敵対集団の武器と交換していた。また治安要員たちは、勾留されている家族を捜している女性に対しても、性的搾取を行っていた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は依然として劣悪なままで、その多くは、食料不足、甚だしい過密状態、肉体的及び精神的虐待、並びに不十分な衛生状態及び医療のために、生命に関わるほどの惨状であった。政府は、刑務所や収容施設の状況の独立した監視を禁止していた。収監者に対する不当な処遇や虐待の報告が数多く見られた。COI の報告では、ほとんどの監視団が収容施設及び刑務所を性的暴行の場として挙げており、当局はレイプの脅しを、無理やり自白させるための道具として利用しているとのことであった。

物理的状況：SNHR の報告では、11 月の時点で、同組織は収監されたままとなっている 11 万 7,000 人以上のシリア人のリストを保有しているとのことであった。さらに、SNHR は、紛争の間に 21 万 5,000 人を超える人々が勾留されていると推計しており、そうした勾留の 99 パーセントは政府の手によるものであると推断した。HRW によれば、釈放された被勾留者からは一貫して、収容施設や刑務所の状況の中では虐待や拷問が行われていて、それがしばしば勾留中の死亡につながったとの報告があったという。COI によれば、政府の収容施設では、食料、水、スペース、衛生設備、及び医療が不足しているとのことであった。劣悪な状況があまりに一貫しているため、COI はそれが国策を反映したものであると結論付けた。

現地及び国際 NGO によれば、政府は、トイレ、衛生設備、医療用品、或いは十分な食料がほとんど或いは全く利用できない、ひどく窮屈な部屋に収監者や被勾留者を勾留しているとのことであった。2016 年 8 月には COI から、特に諜報機関が運営している施設をはじめとする収容施設の状況は、依然として最悪のままであるとの報告があった。元被勾留者からは、シラミが大量に発生していること、けがの治療をしてもらえないこと、それに食料、水、スペース、衛生設備、医療といった必需品が全般的に不足していることが報告された。

複数の国際 NGO 情報筋からの報告において、非公式の勾留拠点も数多くあること、そして当局は転用された軍用基地、学校や競技場といった民間のインフラ、それに未知の場所でも、数千人に及ぶ収監者を勾留していることが示唆されていた。活動家の主張によれば、さらに政府は、過密状態で十分な衛生施設のない工場や使われていない倉庫にも、逮捕した抗議者を収容しているとのことであった。

2011 年の抗議活動以前は、政府は通常、公判前の被勾留者と有罪の確定した収監者とを別々に収容していた。しかし当年においては、当局は一般に、少年少女、成人、公判前の被勾留者、及び有罪の確定した収監者を、不十分なスペースと一緒に収容していた。COI の報告によれば、当局はまだ 8 歳という幼さの子どもたちを、大人たちと一緒に刑務所に収容しているとのことであった。

場合によって当局は、被勾留者を非公式の収容拠点から諜報機関の施設に移動させることもあった。治安及び諜報機関の施設における勾留状況は、特に政治犯や国家安全保障に関わる収監者向けの施設については、依然として最悪な状態が続いていた。そうした施設では、適切な換気、照明、飲料

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7

水や十分な食料、医療スタッフや医療機器、それに十分な寝室が不足していた。COIによれば、元被勾留者の大半から食料が不十分であるとの報告がなされていて、中には勾留中に体重が半減した者もいたということであった。

刑務所や収容施設の内部では、不衛生な状態と治療や投薬の拒否のために、依然として病死率が高いままであった。現地の NGO や医療専門家の報告によれば、当局は、糖尿病、喘息、乳がんといった持病のある収監者に治療を受けさせず、妊婦にも一切治療を受けさせないということであった。当局は、病気への配慮を求める収監者には報復措置を取っていた。釈放された収監者の多くから、そうした状況に起因する病気やけがの報告があった。障害のある収監者に対する状況やケアについての情報は入手できなかった。

COIによれば、ISIS といった非国家主体が運営している収容施設の状況は、国際法に違反しているとのことであった。ラッカ県の被勾留者の報告では、ISIS は彼らを、照明も寝具もない混み合った虫だらけの監房に収容していたという。報告によれば、ISIS は収監者に十分な食料を与えず弁護士もつけさせず、施設外とのコミュニケーションを遮断しているということであった。

様々な反政府集団が運営する収容施設の状況についてはよく分からなかったが、COI や現地の NGO からは、恣意的勾留、拷問、非人道的処遇、及び虐待の事例が報告された。

運営：収監者が不満や苦情を訴えるための確かな仕組みや方法はなく、当局はいつも決まって、申し立てに関する調査や不満や苦情の記録は行っていなかった。活動家からは、収監者や被勾留者のために尽力するオンブズマンはいないとの報告があった。法律では、すぐに家族と会えるようにすることを規定しているが、NGO や家族の報告では、法律の適用に一貫性がなく、中には親族と会うのを1年間も待っている家族もいるとのことであった。政府は依然として、未知の拠点において、罪状もないまま外部との連絡を遮断した状態で何千人もの収監者を勾留し続けていた。

政府の支配力が弱い若しくは全く及ばない地域では、局地的な修正構造が出現していた。支配と監督については様々な報告があり、民間人と宗教指導者の双方が施設運営を担当していた。反政府勢力の支配下にある地域では、かつての警察部隊や武装反政府集団のメンバーが施設を運営していた。非国家主体は、適正手続を理解しておらず、施設を運営するための十分な訓練を受けていないことが多かった。

独立監視：政府は刑務所や収容施設の状況の独立した監視を禁止しており、外交官や領事館職員による立ち入りがここ数年よりも増えることはなかった。例えば、AI は 2011 年以降、様々な手段を通じて、シリアの当局を、拷問やその他の虐待、強制失踪、勾留中の死亡などの人権問題に関与させようとしてきた。1 月には当局に対して、「人間屠殺場」に記載されている疑惑についての説明を求める書簡を送った。しかし 10 月の時点で、AI のもとには、1 月の書簡やその他の情報要求に対する返答は来ていなかった。

一部の反政府勢力は、COI に自分たちが運営する施設への訪問を要請し、HRW をはじめとするいくつかの国際人権団体にも訪問を許可した。赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) / 赤新月 (Red Crescent) は、全国の収容施設への立ち入り許可を得るべく ISIS を除く全ての政党と交渉を続けたが、当年中には政府の管理下にあるいかなる施設への立ち入り許可も得ることはできなかった。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

憲法では恣意的な逮捕及び勾留を禁止しているが、2011 年の法令では政府に、「テロ行為」やその

他の関連する犯罪行為の疑いがある場合には、罪状なしで最大 60 日まで被疑者を勾留することを認めている。法律では、法廷で自らの逮捕や勾留の正当性に異議を申し立てる万人の権利を規定しているが、政府はこの要件に従っていなかった。現地の情報源によれば恣意的逮捕は増加しており、いくつかの人権団体から数万人規模の勾留の報告があった。9 月には SNHR が、2011 年 3 月以降に強制失踪させられた 8 万 5,000 人を超える人々を文書に記録して、そのうちの 90 パーセントは政府によって失踪させられたと報告した。2016 年 2 月に、COI は「去る者日々に疎し：シリア・アラブ共和国における獄中死 (Out of Sight, Out of Mind: Deaths in Detention in the Syrian Arab Republic)」というタイトルの報告書を公表した。この報告書では次のように述べられていた：「2011 年 3 月以降、主に 15 歳を超える男性を中心に民間人が、大量逮捕や家宅捜索の最中に、或いは検問所や病院において、シリアの治安部隊や国軍、或いは政府のために行動する民兵組織によって恣意的に逮捕・勾留されるというパターンが全国規模で出現した。こうした逮捕は、敵対勢力を支持している、若しくは政府への忠誠が不十分であるとみなされた民間人を標的とするものであった。」

HRW の報告によれば、政府は依然としてテロ対策法を利用して非暴力的活動家を逮捕し、基本的な適正手続の権利を侵害している裁判において、テロリストを支援した罪で有罪にしているということであった。伝えられるところによれば、当局は暴力的な戦闘行為に対抗するという名目で告発していたが、申し立てには、人道的援助物資の分配、抗議行動への参加、人権侵害の記録といった平和的な行動が含まれていた。

国家治安部隊は、暴力に対処することや、国内の広大な地域を暴力から守ることを怠っていた。AI の報告によれば、武装集団は、政府支持者とみなされる人物、地元の活動家、外国人ジャーナリスト、支援活動員などを勾留していたという。また COI の 2016 年の報告では、アハラル・アル＝シャーム (Ahrar al-Sham) や HTS などの非国家武装集団は、政府やその他の武装集団に捕虜交換を迫るためや身代金目的で、特に女性や子どもを人質に取っているということも強調された (第 1 節 g 項を参照)。

警察及び治安組織の役割

政府の複数の治安支部は、従来よりそれぞれの管轄区域間に明確な境界を設けることなく、自律的に活動してきていた。参謀本部諜報局と空軍諜報局 (Air Force Intelligence) は国防省 (Ministry of Defense)、政治的安全保障局 (Political Security Directorate) は内務省 (Ministry of Interior)、そして一般諜報局 (General Intelligence Directorate) は大統領府 (Office of the President) に直属していた。内務省が、緊急警察隊、交通警察隊、地域警察隊、及び機動隊という警察の 4 部門を統制していた。

政府系のシャビーハ部隊は再編され、2013 年にシリア国民防衛隊 (National Defense Forces: NDF) に改名された。これらのグループは武力紛争に参加して、敵対勢力を支持している疑いのある人々の逮捕、勾留、及び拷問を行っていた。NDF は政府系部隊と統合された。また、NDF のほかにもいくつかの親政府派民兵組織が存在していた。

刑事免責が依然として広範囲にわたる問題となっていた。国軍総合指令部 (General Command of the Army and Armed Forces) は、軍当局者、国内治安部隊のメンバー、或いは関税警察が通常勤務中に行った犯罪に対して逮捕状を発行することができ、軍事裁判所はそうした事件を審理しなければならない。しかし治安部隊は、一般に司法制度の枠の外で独立して活動していた。虐待や汚職で警察官や治安部隊のメンバーが起訴されたり有罪判決を受けたりした事例は見当たらず、また治安部隊や警察を改革するための政府の対策に関する報告例もなかった。

反政府部隊は、自分たちの支配下にある地域に不規則に構成された裁判所や拘留施設を設置してい

たが、それらは構造や司法基準への準拠に大きなばらつきがあった。国の法律を守っているグループもあれば、シャリーア(sharia)(イスラム法)に基づく 1996 年のアラブ連盟統一刑法(Arab League Unified Penal Code) の草案に従っているグループや、慣習法とシャリーアを組み合わせ取り入れているグループもあった。また、反政府勢力の裁判官や宗教学者の経験、専門知識、及び信任状提出にも大きなばらつきがあり、その地域の支配的な武装民兵組織はしばしば、そうした裁判官や宗教学者を自分たちの命令に従わせていた。

ISIS は、自らの支配地域における司法行政は宗教法に基づいていると主張していた。噂によれば、ISIS は「ヒスバー(hisbah)」として知られる自らの警察部隊に、ISIS の倫理規範違反に対して略式刑罰を執行する権限を与えているということであった。

現地のメディア報道や、真実と正義のためのシリア人(Syrians for Truth and Justice) といった人権団体の報告によれば、クルド民主統一党(Kurdish Democratic Union Party: PYD) の軍事組織と考えられている YPG は、自らの支配地域において、ジャーナリスト、人権活動家、敵対政党の党员、及びクルドの武力集団への加入を拒否した人々を逮捕しているとのことであった。中には、被勾留者の所在が分からないままの事案もあった。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律の規定により、一般的には刑事事件での逮捕には令状が必要とされるが、警察はしばしば法律で認められている緊急事態や国家安全保障上の理由を挙げて、令状なしでの逮捕行動を正当化していた。警察は、通常は逮捕者を警察署に連行して起訴手続を行い、公判期日が決まるまでそこで勾留していた。法律では、当局が罪状なしで逮捕者を勾留できる期間は 60 日までと規定しているが、様々な NGO、活動家、及び元被勾留者によれば、警察は多くの人々をそれよりも長く、或いは無期限に勾留しているということであった。民事及び刑事被告人には、保釈聴聞会を開いてもらい、そこで認められれば自己誓約に基づいて保釈してもらう権利がある。しかし司法制度の下では、特に公判前の被勾留者に関してはこの権利の適用に一貫性がなかった。逮捕から数カ月後又は数年後になることもある最初の法廷審問において、被告人は自費で弁護士を雇うか、又は裁判所に弁護士を任命してもらうことができるが、当局は弁護士が公判前に依頼人と会えることを保証していなかった。現地の人権団体によれば、弁護士との接見は拒否されるのが一般的であるとのことであった。

報告によれば、政治や国家安全保障に関わる犯罪が関与する場合には、当局はしばしば秘密裏に逮捕を行い、それらの事件をどう見ても恣意的に軍事、治安、又は刑事裁判所に割り当てているということであった。報告では、政府は罪状も裁判もないまま長期間にわたり外部との連絡を遮断した状態で容疑者を勾留し、自らの公判前勾留について司法判断を受ける権利を行使させていないとされていた。報告によれば、当局はほとんどの場合、しばしば逮捕から数カ月後となる罪状認否手続まで、被勾留者にその逮捕容疑を通知していなかったという。安全保障に関わる被勾留者は、尋問の前や途中に、或いは自らの弁護の準備から実施までを通して、弁護士と接見することができなかった。報告によれば、政治や国家安全保障に関わる犯罪で告発された容疑者の数は、それまでの年と比べて増加したということである。

聞くところによれば、政府は、外国市民の逮捕、勾留、釈放、又は国外追放を行った際に、特に事件に政治的容疑が伴う場合には、それらの国の政府に通知しないことが多かったという。また政府は、刑務所に収容されていることが知られている外国市民への領事の面会もさせず、さらにはそのような外国人は収容施設内はもとより国内にすらいないと主張することも幾度となくあった。

恣意的な逮捕：治安部隊は依然としてこれまでの慣行を続けていて、報告によれば、治安部隊による恣意的な逮捕が増加しているが、被勾留者には法的救済策はないとのことであった。さらに報告では、治安部隊が、指名手配犯に降伏するよう圧力をかけるために、それらの人々の親族を逮捕していると続けられていた。警察が、逮捕前に令状や裁判所命令の発行や提示を行うことはめったになかった。報告によれば、治安支部が秘密裏に多数の逮捕及び勾留を命じているということであった。活動家及び国際的な人道的組織は、反政府抗議活動を受けて、政府軍が都市部全域で治安維持のための急襲を続けていると明言した。政府の支配下にある地域では、治安部隊が恣意的な逮捕に関与していた。COI の報告によれば、当局がいくつかの検問所で、12 歳を超える男性及び少年を恣意的に逮捕しているとのことであった。多くの場合、当局は民間人を逮捕する理由を一切挙げなかった。

政府が運営する検問所は、報告例の多い恣意的な逮捕の場であり、時としてそれが長期拘留施設への移送や失踪につながることもあった。報告によれば、政府の軍や治安部隊は、単に兵役適齢期であるというだけの理由で、検問所で男性を逮捕しているとのことであった。COI によれば、依然として検問所での逮捕の後の強制失踪事案が頻繁に報告されていたという。

現地及び国際 NGO からの複数の報告の中で、被勾留者の大半は親族への連絡や弁護士の依頼を政府から禁じられていたことが明言された。時として当局が被勾留者を釈放する場合、その多くは正式な司法手続を一切踏むことなく行われていた。人権団体からインタビューを受けた何百人もの被勾留者が、自分たちは逮捕され、勾留され、尋問され、裁判官に会うことも判決を下されることもなく、数カ月に及ぶ勾留ののちに釈放されたと明言した。

起訴前勾留：非常に長期間に及ぶ起訴前勾留が、依然として深刻な問題となっていた。報告によれば、当局は多くの被勾留者を、裁判にかけの前に外部との連絡を遮断した状態で何年も勾留しているとのことであった。また、利用できる裁判所の不足や、迅速な裁判や司法取引のための法規定の欠如も、長期間に及ぶ起訴前勾留の一因となっていた。勾留期間が問われた罪に対する刑罰の長さを超えた事例の報告が、非常に数多くあった。起訴前勾留中の収監者 / 被勾留者のパーセンテージと勾留期間に関する情報は、当年中には入手できなかった。

シリアの人権団体は、引き続き被勾留者の窮状を強調して彼らの釈放を求めている。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力：法律により、犯罪によるものかその他の理由によるものかにかかわらず逮捕又は勾留された人には、自らの勾留の法的根拠や恣意的性質と司法手続の開始の遅れについて、法廷で異議を唱える権利が与えられている。そして当人が不法に勾留されていると裁判所が判断した場合には、直ちに釈放される権利や補償を求める権利が与えられる。しかしながら、必ずしも全ての被勾留者が、法廷で自らの勾留の合法性に異議を唱えたり、或いはたとえ不法に勾留されていると判断されたとしても、即時釈放や補償を獲得したりできるわけではなかった。

恩赦：2016 年 3 月の停戦の声明において、国連に被勾留者の釈放を定期的に監視するための委員会の設置が求められたが、被勾留者の釈放に関する進捗は全く見られなかった。

e. 公正な公判の拒否

憲法では独立した司法制度について規定しているが、当局はたびたび裁判所を政治的影響力の下にさらしており、政治的背景を伴う訴訟の結果はあらかじめ決められているように思われた。

政府当局は、NGO 関係者、人権活動家、ジャーナリスト、支援活動員、聖職者、医療提供者をは

じめとする何万人もの人々を、公正な裁判を受けさせることなく勾留していた。政府当局は、公平な公判を受ける権利や、市民的自由権及び表現、移動、平和的集会、結社の自由を行使する力を、断固として市民に与えていなかった。

裁判手続

憲法では公平な裁判を受ける権利について規定しているが、政府は司法の独立性を尊重していなかった。

法律では被告人を無罪と推定している。被告人には、必要に応じて通訳付きで、自らにかけられた容疑を即時かつ詳細に知らせてもらう権利があるが、当局はこの権利を検証可能な形で行使させておらず、多数の被勾留者の家族が、被告人は自らにかけられている容疑を知らないと言っていた。裁判は、少年少女や性犯罪が関わっている場合を除いて公開で行われる。法律により、被告人には民事及び刑事法廷で自らが選んだ弁護士を立てる権利が与えられており、被告人が貧困者の場合には裁判所が弁護士を任命する。弁護士に、弁護の準備をするための十分な時間と施設が与えられているかどうかは分からなかった。しかし人権派弁護士たちは、一部の政治色の濃い訴訟では、政府が被告側弁護士に、何の証拠も含まれていない起訴事件簿を提供していると強調した。被告人は、証拠を提示して告訴人に対抗することができる。被告人は、法律上は証言や罪の自白を強要されてはならないが、家族や NGO の報告によれば、時として裁判官や検察官からの拷問や脅しによって、虚偽の自白を引き出されることがあるということであった。有罪判決を受けた被告人は、その判決を不服として、地方上訴裁判所や最終的には大審院に上訴することができる。

しかし、必ずしも全ての市民がこれらの権利を平等に行使できているわけではなかった。その理由の1つは、宗教法の解釈によって、家族の要素と刑法の基礎がもたらされて、女性が差別されていることである。一部の身分法では、関係する人々の宗教にかかわらずシャリーア法を適用していた。さらに、報道機関や NGO の報告では、政府は、政治犯や政府に対する暴力で起訴された人々に対しては、これらの保護の一部や場合によっては全てを認めていないことが示唆されていた。反政府活動で起訴された人々に対する刑罰は過酷なものとなる傾向にあり、暴力的犯罪者と非暴力的犯罪者が同様の罰を受けていた。人権侵害証拠収集センター（Violations Documentation Center）の報告によれば、CTC に付託された訴訟の件数は、同裁判所が訴訟の受理を開始してから2年半後の2016年4月までに8万件を超えたという。SNHRによれば、裁判にかけられた人々の大半は、懲役5～20年の実刑判決を受けているとのことであった。政府は、CTCに出廷する被告人には法定代理人の帯同を認めていなかったが、活動家の報告によれば、テロ対策法の下で起訴された被告人は、公判期日を動かすために弁護士を抱えておくことができるということであった。

反政府勢力の支配地域では、訴訟手続や裁判手続は場所によって異なっていた。現地の人権団体の報告によれば、各地域の統治機構がこれらの責任を負っているとのことであった。HRWの報告では、民間人が、一部のケースでは慣習的なシャリーア法を、またその他のケースでは国内法を採用して、これらのプロセスを運用しているとされていた。反政府勢力のシャリーア評議会による判決では、時に上訴手続も家族の面会もなしでの公開処刑という結果になることもあった。

現地の NGO によれば、反政府勢力が運営するシャリーア評議会は、依然として女性を差別していて、女性が裁判官や弁護士を務めることや、被勾留者と面会することを認めていないということであった。

7月には HTS が、アハラル・アル＝シャームの部隊を撃破して、各地域のシャリーア裁判所の多くをはじめとする県内の主要な資産を独占することにより、イドリブ県における自らの勢力を強固

なものにした。SNHRによれば、HTSはイドリブ県における軍事力の強化の後に、ソーシャル・メディアでHTSの政策を批判していた、メディア活動家や支援活動員の恣意的な逮捕を行ったということである。またHTSは、それに続いて抗議者やHTSと対立している反政府組織のメンバーも逮捕しており、12月の時点で彼らの状況は分からなかった。さらにHTSは、同組織と対立する反政府組織と関係していると主張して、人道的組織も標的にした。SNHRによれば、HTSは何十人もの組織スタッフを逮捕して、彼らを尋問した後に最終的には釈放したという。HTSは逮捕した人々に、自らの勾留の法的根拠や恣意的性質について、法廷で異議を唱える機会を与えていなかった。またHTSは、自分たちの目的を支持していなかった、イドリブ県の地方評議会も解散させた。

ISISは、自らの支配地域に、どのようにして選任されたのか分からない経歴不明の裁判官が裁判長を務める、宗教法の解釈を統括するための裁判所を設置したと主張していた。

クルドの当局は、自らの支配地域（シリア北部民主連合（Democratic Federation of Northern Syria））において、「社会憲章（Social Charter）」に基づく法典を作り上げた。報告では、社会憲章について、シリアの刑法及び民法と、EUの法律に基づいた離婚、結婚、武器所有、及び脱税に関する法律を組み合わせたものと説明されていた。司法制度は、裁判所、法律委員会、及び調査機関で構成されていた。この司法制度は強固で、豊富な資金配分を受け、当該地域の警察によってサポートされているとの報告があった。一方で、当該制度は経験豊富なスタッフに乏しく、PYDと密接に連携しすぎており、クルド人に有利になるように偏っているとの報告もあった。

政治犯及び政治的理由による被勾留者

アサド政権の下では、特に紛争の勃発以降、被勾留者に対する政府の暴力が劇的に増加した。AIからは、2011年以降に何万人もの市民が組織的に逮捕されているとの報告があった。最大のリスクにさらされているのは、平和的デモの参加者、人権活動家、反体制派の人々をはじめとする、政府に反対しているとみなされている人々であった。空軍諜報局、参謀本部諜報局、政治的安全保障局、及び一般諜報局という4つの諜報機関が、中心となって大々的に逮捕を行っていた。

AIの報告によれば、政府情報の不足と政府の透明性の欠如を考えると、政治犯及び政治的理由による被勾留者の総数を見極めることは困難であるということであった。当局は依然として、政治的や安全保障関連の罪で勾留されている人々の人数や名前に関しては、情報を明かすことを拒み続けていた。9月の時点で、人権侵害証拠収集センターは、2011年以降に逮捕された6万5,000人を超える政治犯をリストに挙げていた。AIの報告によれば、当局は一般に罪状も裁判もなしで彼らを勾留していて、それぞれの家族には連絡していないとのことであった。

報告によれば、特に起訴された敵対勢力のメンバーをはじめとする、政治犯や国家安全保障に関わる収監者用の刑務所の状況は、依然として一般の犯罪者用のものよりもはるかに劣悪なままであったという。現地のNGOによれば、当局は意図的に政治犯を既決重罪犯や重罪容疑者と一緒に混み合った監房に収容して、言葉や暴力による脅威や虐待にさらしているとのことであった。また政治犯の報告によれば、彼らはベッド不足のために地面で眠らされることや、頻繁な所在確認に直面することも多かったという。家族からの報告によれば、当局は多くの政治犯に対して、家族や弁護士との接触を禁じていたという。何人かの元被勾留者や人権監視団の報告によれば、政府は政治犯に対してはコーラン（Quran）を含めた読み物を利用させず、監房の中での礼拝も禁止していたということである。

報告によれば、2011年の抗議活動の後に勾留されたり強制失踪させられたりした多くの著名な民間人活動家やジャーナリストが、依然として勾留されたままとなっているということであった。政府

軍によって強制失踪させられたと考えられている次の人々の事案を含めて、報告されている失踪事案の大半は、前年までと比べて何の進展も見られなかった：アブデル・アジズ・カマル・アル＝リシャウィ (Abdel Aziz Kamal al-Rihawi) 氏、アラウィー派 (Alawite) 反政府勢力のアブデル・アジズ・アル＝カイル (Abdel Aziz al-Khair) 氏、クルド人活動家のバラザニ・カロ (Berazani Karro) 氏、反体制派のラドワン・ジアデー (Radwan Ziadeh) 氏の兄弟のヤシーン・ジアデー (Yassin Ziadeh) 氏、人権派弁護士のハリール・マトウク (Khalil Ma'touq) 氏とその助手のモハメド・ザザ (Mohamed Zaza) 氏、人権活動家のアデル・バラジ (Adel Barazi) 氏、並びに平和活動家で舞台演出家のザキ・コルディーロ (Zaki Kordillo) 氏とその息子のミヒヤール・コルディーロ (Mihyar Kordillo) 氏 (バセル・ハルタビル氏に関する情報については、第1節 b 項を参照)。

ISIS、武装反政府勢力、又は正体不明の武装集団に拉致されていると考えられている、次の人々の誘拐事案に関する新たな情報はなかった：活動家のラザン・ザイトゥーナ (Razan Zaitouneh)、ワエル・ハマダ (Wael Hamada)、サミラ・ハリール (Samira Khalil)、及びナジム・ハマディ (Nazim Hamadi) 各氏、宗教指導者のボルス・ヤジギ (Bolous Yazigi) 及びヨハンナ・イブラヒム (Yohanna Ibrahim) 両氏、並びに平和活動家のパウロ・ダッロリオ (Paulo Dall'Oglio) 氏。これらの人々は、活動家やメディアから報告された推定数千人に上る失踪者の一部であった。

HRW の報告によれば、裁判所は依然として、2011 年の非常事態法 (Emergency Law) の廃止を受けて施行された、テロ対策法に基づいて活動家を勾留しているということであった。政府はこの法律を適用するために、司法省の下に CTC を設置した。当局はこの法律に基づいて、裁判までダマスカスのアドラ中央刑務所に一部の被勾留者を収容していた。2014 年と 2015 年に決定された恩赦では、テロ対策法違反の罪で勾留されていた一部の被勾留者が対象に含まれていたが、NGO 及び活動家の報告によれば、この恩赦に基づいて政府に釈放された被勾留者はほとんどいなかったという。当局は、のちに釈放された人々の多くを再逮捕した。

現地の NGO の報告によれば、ISIS は、国内の人権活動家、人道支援活動員、及び聖職者を勾留して苦しめているということであった。COI の報告では、ISIS はラッカ県において、ISIS による支配に反対していた、女性や地域社会活動家を含む何百人もの人々を勾留しているとされていた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害に対する政府の民事上の救済措置は、実際には存在していなかった。反政府集団は、それぞれの支配地域において一貫した民事上の訴訟手続を整備していなかった。ISIS やその他の過激派集団の支配地域では、民事上の司法機構は見られなかった。

報告によれば、シリア北東部のクルド人行政区では、民間人の平和・調停委員会が、裁判にかける前に民事上の紛争を解決しているとのことであった。

財産回復

治安部隊は、日常的に被勾留者の財産や私物を押収していた。市民の間に動揺が生じ始めると、当局は私有の電話機、コンピューター、及び電子機器の押収を強化していた。治安部隊は、法律で規定されているそれらの物品の目録作成を行っておらず、被勾留者には釈放後に押収された所有物を取り返す権利があるにもかかわらず、当局が財産を返還しないケースがしばしば見られた。メディア報道や活動家によれば、政府軍は、難民や国内避難民が残っていた財産も没収しているとのことであった。

COI の報告によれば、政府は、避難民による私有地の登録や保持を妨害するなど、政府に反対する

人々から不動産を取り上げるための法的措置を実施しているとのことであった。例えば、最近の大統領令では、地権の登録や主張は本人が直接行うことを義務付けて、避難民が不動産を保持することを事実上不可能にしている。

人道支援活動員によれば、ISIS は国内全域の自らが支配する検問所で、外国及び現地の支援活動員から財産を没収しているとのことであった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に対する恣意的又は不法な干渉

法律ではこうした行為を禁止しているが、これらは日常的に行われていた。警察は、私有地に立ち入る際に安全保障や非常事態を理由に挙げて、刑事事件における捜査令状の提示要件を頻繁に回避していた。政府が支配力を維持している大半の県の大規模な都市や町では、通常は大規模な反政府抗議活動や政府を狙った反政府勢力の攻撃の後に、無作為の民家襲撃が行われていた。

政府は依然として、自国の市民と在留外国人のいずれに宛てられた郵便物も開封しており、また電子メールを含めたインターネット通信も日常的に監視していた（第2節 a 項を参照）。

政府は引き続き、イスラム政党を含む一部の政治団体のメンバーであることを禁止しており、しばしばそれらのメンバーを逮捕していた（第3節を参照）。

g. 内紛の中での虐待

政府、反政府組織、SDF、及び ISIS は、依然として年間を通じて武装戦に参加し続けていた。最もひどい人権侵害は、国家が市民の安全や幸福をあまねく無視していることに由来していた。このことは、市民が自分たちの政府を平和的に選ぶ権利の完全否定、市民の大多数を国家的及び非国家的な暴力から守る法執行機関の能力の崩壊、並びに民間人や民間機関に対する暴力の使用に表れていた。報告では、政府が広範な規模で人々の恣意的及び不法な殺害、拷問、及び勾留を行っていることが示唆されていた。学校、病院、モスク、教会、給水所、製パン所、市場、市民防衛隊センター、及び民家への攻撃が、国内全域にわたって日常的に行われていた。

10月の時点で、近隣諸国の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に登録されているシリア人難民の数は520万人を超えており、IDPも630万人いた。政府は、たびたび人道的支援のためのアクセスを妨害しており、また民間人の居住地域（特に反政府組織が支配する地域）に向かう車両集団から、医療用品といった物品を取り除いていた。

国連人権高等弁務官事務所の報告によれば、2011年に抗議活動が始まって以降25万人を超える人々が死亡しているが、同事務所は2014年にこの統計データの記録を中止したとのことであった。メディア機関や人権団体の推計では、紛争が始まって以降、最大で47万人の人々が殺されており、推定で20万人を超える民間人が殺されているとのことであった。

1月に報道機関は、政府が国内の到達しづらい地域や包囲された地域において、「降伏するか餓死するか」戦術を用いていると幅広く報じた。包囲された地域を取り囲んでいる兵士たちは、物品の供給制限によって利益を得るために検問所を設置しており、包囲された地域ではそれらの物品の価格が何倍にも高騰した。COI は、包囲戦という戦術の使用により、「紛争において戦闘当事者が用いる他のいかなる戦術よりも悲劇的な影響が市民に及んでいる」と明言した。11月にはAIが、「離れるか死ぬか：シリアの『和解』合意の下での強制退去（We Leave or We Die: Forced Displacement Under Syria's 'Reconciliation' Agreements）」という報告書の中で、政府とその支持者らは、「民間人の集団退去」につながった「長期間にわたる包囲と爆撃の後で」、地域社会に「和解」合意を提案したこと

を報告した。AI は、そうした包囲の一部は戦争犯罪や人道に対する犯罪に相当すると主張した。報告書では、一部の武装反政府集団も住民を包囲しており、多くの場合はそれらも戦争犯罪に当たると明言された。国連によれば、9 月末の時点で、全国で 42 万人近いシリア人の男性、女性、及び子どもが包囲された地域に閉じ込められたままになっており、そうした包囲のおよそ 95 パーセントは政府の責任によるものであるということであった。

報告によれば、政府軍、ISIS、及び反政府部隊は、学校、病院（ただし、反政府部隊によるこれらの施設への攻撃はそれほど多くなかった）、宗教施設、製パン工場などの民間施設を攻撃していたという。

殺害：報告によれば、年間を通して政府が殺害の大半を行っていたという（第 1 節 a 項を参照）。

報告によれば、政府による殺害や致命的戦術の使用は年初には増加したが、段階的縮小合意によってその後は減少していったという。SNHR の報告では、1 月から 10 月までの間に 8,802 人の民間人が死亡したという。民間人の大半は政府軍が殺害した。

国連によって引用された報告書を含めた NGO からの報告では、政府軍が反政府勢力の支配地域を奪還した 2016 年 12 月に、アレッポ市で民間人の略式処刑が行われたことが示唆されていた。COI の報告によれば、シリア軍とロシア軍による連日の空爆によって、「何百人もの命が奪われて、不可欠な民間のインフラが破壊された」とのことである。また報告では、政府軍及び連合軍はファースト・レスポンス・グループのメンバーを標的にしていること、及び 30 歳から 50 歳までの男性は政府によって勾留されるか、又は直ちに軍に入隊させられるかのどちらかであることも示唆されていた。また、国連によって引用された報告書では、武装反政府組織が、一部の民間人を逃げられないようにしていたことも示唆されていた。

報告によれば、親政府派民兵組織は依然として大量殺害を行っているとのことであった。SNHR によれば、政府系の宗派民兵組織が、ホムス (Homs) とアレッポの両都市で大虐殺を行ったという。

COI の報告では、2 月には武装集団のリワ・アル＝アクサー (Liwa al-Aqsa) が、イドリブ県のハザナト・ハーン・シャイフン (Khazanat Khan Sheikhou) の近くで勾留していた、少なくとも 128 人の武装集団戦闘員を射殺又は斬首したという。その月の後日に、同地域の民間人が、武装集団戦闘員の遺体が収められた 2 つの集団墓地を発見しており、それらの遺体のうちの少なくとも 2 体は未成年のものだった。

また報告によれば、過激派集団やテロリスト集団も、数々の虐待や暴力を行っていたという。複数のメディア機関の報道によれば、ISIS は、10 月にデリゾール県の近隣のアルクスール (al-Qusour) を砲撃して、子ども 5 人を含む少なくとも 9 人の民間人を殺害したとのことである。COI の報告によれば、1 月には、ISIS による犯行と考えられているアアザーズ (Azaz) での燃料輸送トラックの爆発により、少なくとも 48 人が殺害されて 60 人が負傷したということであった。COI からは、ISIS が依然として、姦通の罪に問われた女性や同性愛の罪に問われた男性に適用される死刑を含め、その厳格な宗教上の規則を破ったとみなされた者の処刑を続けているとの報告があった。SDF が ISIS との協力関係を咎められた人々を拷問にかけ、ある時には殺害もしたという単発的な申し立てがあった。SNHR のウェブサイトで見られる動画には、3 人の人間が手錠を掛けられた 1 人の男性を銃で撃ち、殺害しているように見える様子が映し出されている。SNHR によれば、銃撃犯の 1 人がカメラに向かい、これが YPG の邪魔や ISIS の味方をした全ての者の運命であると語っているという。SDF は 7 月の声明の中で、SDF は疑惑があれば調査を行い、責任があることが判明した者にはその責任を負わせると述べた。SDF は一般に、武力紛争法 (Law of Armed Conflict) に基づいて

その責任に固執していることを示唆する報告があった。

誘拐：報告によれば、当年中の失踪の大半は、政府の手によるものであるということであった。また報告では、政府と関係のない武装過激派集団も、宗教指導者、支援活動員、政府との関係が疑われる人々、ジャーナリスト、及び活動家を標的にして、特に北部地域で人々を誘拐していたという。9月に SNHR は、2011 年 3 月以降今なお強制失踪させられている 8 万 5,000 人を超える人々を文書に記録して、そのうちの 90 パーセントは政府によって失踪させられたと報告した。

信頼できる NGO の報告によれば、政府軍はもとより ISIS も日常的に支援提供者の誘拐及び勾留を行っており、それぞれの支配地域への人道目的でのアクセスを厳しく制限しているとのことであった。活動家からは、ISIS の支配地域にいる支援活動員は、誘拐や暴力の被害に遭う高いリスクにさらされているとの報告があった。

2014 年に、ISIS は何千人ものヤジディ教徒の女性と数人のキリスト教徒をイラクから誘拐し、性奴隷として市場で売するためや ISIS の戦闘員への褒美としてシリアに連行した。戦闘員らは女性たちを奴隷として保有し、彼女たちや捕らえられたその他の女性及び少女を、再三にわたる性的暴行、組織的レイプ、強制結婚、及び強制墮胎の被害にさらしていた。COI が行ったインタビューの中で、女性たちは集団レイプ事案を含めて何人もの男たちによる複数回にわたるレイプについて語った。また、数多くの NGO や活動家からも、ISIS の戦闘員が ISIS の支配地域で女性たちをレイプしたり、或いは彼女たちを ISIS の戦闘員と強制的に結婚させたりしているとの報告があった。しかし、何千人もの誘拐された少女や女性が、今なお行方不明のままとなっていた。

2016 年 6 月に、COI は「彼らは破壊するためにやって来た：ヤジディ教徒に対する ISIS の犯罪(They Came to Destroy: ISIS Crimes Against the Yazidis)」という報告書を発行し、その中で「ISIS はヤジディ教徒に対して、集団虐殺という犯罪はもとより、何件もの非人道的犯罪や戦争犯罪も行っており、何千人ものヤジディ教徒がシリア・アラブ共和国で囚われの身となり、想像を絶するほどの恐怖にさらされている」と結論付けた。

ハサカ(al-Hasakah)県の Derek(Derek)出身でクルディスタン民主党(Kurdistan Democratic Party) 党員の、ハリール・アルフ(Khalil Arfu)及びスクファン・アミン・ハムザ(Sukfan Amin Hamza) 両氏の所在と状態は、依然として不明のままであった。2013 年に誘拐された、シリア正教大主教(Syrian Orthodox Archbishop)のヨハンナ・イブラヒム(Yohanna Ibrahim)氏と、ギリシャ正教大主教(Greek Orthodox Archbishop)のポール・ヤジギ(Paul Yazigi)氏は、当年末の時点で依然行方不明のままであった。

COI の報告では、多くは本質的に宗派に基づく人質行為の劇的な増加が、報復行為を誘発して集団間の緊張を煽っていたという。反政府武装集団は、人質交換を可能にするためと武器を購入するための身代金目的で、民間人や政府軍のメンバーを誘拐していた。

身体的虐待、懲罰、及び拷問：信頼できる NGO の報告によれば、政府及び政府系民兵組織は、反政府派戦闘員と民間人の双方に対する身体的虐待、懲罰、及び拷問に常に関与しているという。申し立てによると、政府職員は、以前に反政府勢力を支持する外国政府と関係のあった人々を標的にしており、またそうした人々の家族や仲間も標的にしているとのことであった。報告によれば、政府職員は、収監者や被勾留者はもとよりけが人や病人までも虐待しており、また紛争の一戦術として男女をレイプしているということである。活動家の報告によれば、政府の収容施設では、妊娠中や出産時に女性に医療を提供していないということであった。さらに、COI によれば、2014 年に元政府カメラマンによって同国からこっそり持ち出された「カエサル(Caesar)の写真」には、2011

年から 2013 年までの間に死亡した、1 万 1,000 人を超える被勾留者の拷問や重度の栄養不良状態が記録されていたという。

サイドナヤ軍事刑務所に対する AI の調査により、政府がサイドナヤに収容されていた何千人もの被勾留者（大半がスンニ派）を処刑したことが確認された。AI の報告では、政府はダマスカスの近隣のアルカブン（al-Qaboun）にある 2 つの戦地裁判所のいずれかで、サイドナヤの収監者の審理を行って判決を下していることが明言された。刑務所の職員がトラックで被勾留者を裁判所まで送迎していて、その審理は 1~3 分で終了していた。AI の報告によれば、裁判官は、収監者を拷問にかけて得られた強制的な自白を用いているとのことであった。死刑判決を受けた収監者はその後、死刑執行室に移送され、そこでサイドナヤの刑務所長、戦地裁判所（Military Field Court）の軍事検察官、及び諜報機関の代表者から成る死刑執行団に会わされた。

報告によれば、続いて守衛が目隠しをされた被勾留者を執行台の上に誘導し、そこで刑務所職員が被勾留者の首の周りに縄をかけると、直ちに絞首刑が執行されるということであった。刑務所職員は、処刑された被勾留者をおよそ 15 分間吊るしたままにしておいた。AI の報告によれば、それから医師が、被勾留者のいずれかが生きている兆候を示していないかどうかを判断したという。まだ生きていると思われる被勾留者がいる場合には、刑務所の助手がその身体を下に引っ張って首の骨を折った。

複数の情報源によれば、政府はサイドナヤで 1 日に 50 人もの被勾留者を殺害しているということであった。5 月にはある外国政府が、おそらく政府はサイドナヤ軍事刑務所の複合施設内に遺体焼却炉を設置して、ほとんど証拠を残さずに収監者を処分できるようにしているということを示唆する情報を発表した。

SNHR と人権派弁護士・医師団の報告によれば、当局は被勾留者に他の被勾留者のレイプを見るよう強要したり、家族（特に女性家族）をレイプすると脅したり、被勾留者に服を脱ぐよう強要したり、被勾留者の信仰を侮辱したりしているという。COI によれば、政府や政府系民兵組織は、デリゾール、ダルアー、ハマー、ダマスカス、及びタルトゥースの各県で、一般市民に対して組織的にレイプやその他の攻撃を行っていたという。収容施設が報告されている虐待の最も一般的な場となっていたが、攻撃は軍事侵攻の最中や検問所においても行われていた。報告の中には、複数の攻撃者（通常は兵士やシャビーハ）が、女性をその自宅で、しかも時には家族の目の前で集団レイプしたという事例も見られた。監視団は、性的暴行は広く蔓延していて、実際には報告された件数よりも多く発生していると確信していた。SNHR は、包囲された地域から外に出たり、医療用品や食料を持ってそうした地域に戻ったりする許可を与える前に、当局が女性に対して性的暴行を加えるケースが増えていることを強調した。

ISIS も虐待や残虐行為に関与しているという報告が、幅広い方面から寄せられていた。COI によれば、ISIS の間で、ラッカ、デリゾール、及びアレッポの各県で捕らえた人々に対する残忍な処遇が増加したという。ISIS はしばしば、被害者を公衆の面前で処罰したり、子どもを含め住民に不法な殺害や身体部位の切断を無理やり見せたりしていた。活動家、NGO、及びメディアからは、ISIS の支配地域にいる女性が、石打ちによる死刑などの恣意的な厳しい処罰に直面しているという、極めて数多くの事例が報告された。また ISIS は、捕らえた自由シリア軍（Free Syrian Army: FSA）や YPG の戦闘員に対しても、組織的に虐待を加えていた。報告によれば、ISIS の戦闘員は尋問中に捕虜を殴打（ケーブルでの殴打を含む）したり、ラッカとアレッポの両県の収容施設に勾留されている人々を殺害したりしているとのことであった。また ISIS は、服装上の理由でも人々を殴打しており、いくつかの情報源から、ISIS のメンバーが顔を隠していなかったことを理由に女性を殴打したという報告があった。ISIS は、宗教法に基づいて、身体部位の切断や鞭打ちなどの体罰の使用を正

当化していた。

また COI からは過年度にも、武装集団が FSA の旗印の下で、政府職員、シャビーハのメンバー、及びそれらの協力者の疑いのある人々に対して、拷問や処刑を行っているという報告があった。COI は、一部の反政府集団が、情報や自白を得るためや、或いは刑罰や強制として、親政府派民兵組織のメンバーである疑いのある被拘留者を、過酷な肉体的又は精神的苦痛にさらしていることを強調していた。また報告では、HTS や ISIS が、同国の北側の国境沿いの検問所を通過する人々を、恣意的に拘留して拷問にかけている事例についても言及されていた。

少年兵：いくつかの情報源の文書に、子どもたちの徴兵と戦闘への投入が続いていることが記録されていた。COI からは、親政府派民兵組織は 13 歳という幼い子どもたちまで入隊させているとの報告があった。COI の報告によれば、政府は時として、6 歳から 13 歳までの子どもたちに報酬を支払って密告者の仕事をさせ、彼らを危険にさらしているとのことであった。紛争が始まって最初の数年間は、軍隊や武装集団に徴兵される子どもたちの大半は 15 歳から 17 歳までの少年で、主に前線から離れたところで支援任務に就いていた。

HRW から、反政府部隊は 18 歳未満の子どもたちを戦闘員として使っているとの報告があった。HRW 及び COI によれば、極めて多数の集団や分派が未成年の入隊を阻止しておらず、また ISIS や HTS は子どもたちを戦闘員として積極的に採用しているとのことであった。COI からは、武装集団は「戦闘において積極的役割を果たさせるために、子どもたちを採用し、訓練し、使っている」との報告があった。COI によれば、ラッカ県では、ISIS が 10 歳という幼い子どもたちを徴兵して入隊させているとのことであった。3 月に COI は、14 歳の少年が、自ら進んでタル・アブヤド (Tal Abyad) にある SDF の徴兵センターを訪れて、当局に入隊を認められ、そして 6 月上旬にラッカ県の田園地方で戦闘中に殺害されたという報告を受けた。最近 SDF によって ISIS の支配から解放された地域で活動しているいくつかの人道組織や NGO はもとより、ロイター通信 (Reuters) などのメディア組織も、SDF や YPG の構成分子が強制徴兵に関与していると主張していた。一部の地域では、SDF が部族や地方評議会と協力して、ISIS との戦闘を支援するための、その地域での徴兵法の承認とその自主的遵守に向けた交渉を行っているという報告があった。

9 月に、国際 NGO のジュネーブ・コール (Geneva Call) から、同組織は 100 人を超える SDF の司令官に対して、武力紛争法や武力紛争における子どもたちというトピックを含む研修を行っているとの報告があった。COI の 2014 年の報告によれば、YPG は部隊から少年兵を除隊させており、戦闘から子どもたちを排除するという約束の遵守を監視するようになったということであった。しかし 3 月には COI から、YPG が依然として男性及び少年の強制徴兵を続けているとの報告があった。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で公開されている米国国務省の年次「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

その他の紛争関連の虐待：9 月の COI の報告書には、2013 年から 2017 年 3 月までの間に発生した 25 件の化学兵器使用事案が記録されており、そのうちの 20 件は政府軍が主に民間人を狙って行ったものであった。COI の報告によれば、当年中に政府軍は、アルラタムネー (al-Latamneh) 及びカーン・シェイクンの町とグータ (Ghouta) 東部において、民間人に対してさらに化学兵器を使用したとのことである。

COI は、4 月 4 日の政府軍によるカーン・シェイクンへの攻撃について調査を行い、そこではサリン・ガス又はサリンのような物質が使用され、何十人も民間人が死亡してさらに数百人が負傷したと断定した。独自の実情調査活動に加えて、COI は化学兵器禁止機関の所見も考慮に入れた。COI

の報告によれば、ロシアとシリアの政府筋はこの事案でシリア軍が化学兵器を使用したことを否定して、シリア軍が行った空爆がテロリストの化学兵器庫を直撃したと主張しているということであった。

COIの報告では、午前6時45分ごろに、スホーイ22(Su-22)戦闘機がカーン・シェイクンで4回の空爆を行ったことが明言された。そのような戦闘機を運用しているのはシリア軍だけであった。委員会は、3回が従来型爆弾で1回が化学爆弾だったと特定した。COIの報告書には、この化学爆弾によって、子ども28人と女性23人を含む少なくとも83人が死亡して、その他に子ども103人を含む293人が負傷したと記録されていた。被害者が苦しんだ症状に関する委員会が独自に集めた幅広い情報は、サリン被曝によるものと一致していた。収集された証拠と証言に基づき、COIは、シリア軍が化学兵器の使用と民間人居住地域での無差別攻撃という戦争犯罪を行ったと確信できる、合理的根拠を見出した。

2016年8月の報告の中で、化学兵器禁止機関と国連の合同査察機構(既に確認されている化学兵器戦に対する責任の所在を特定するために創設)は、再検証した9件の攻撃のうちの3件について「十分な」レベルで責任の所在を特定した。その3件の攻撃というのは、アレppo県マレア(Marea)でのISISによるマスタードガス攻撃(2015年8月)と、イドリブ県タルメネス(Talmenes)(2014年4月)及びイドリブ県サルミン(Sarmin)(2015年3月)での、政府(厳密に言えばシリア・アラブ空軍(Syrian Arab Air Force))による、塩素が兵器として使用された2件の事案であった。2016年10月の合同査察機構からの報告により、政府は2015年にもクミナス(Qmenas)で兵器化された塩素を使用したことが明らかになった。

報告によれば、政府軍と反政府部隊の双方が、人道支援の流れを妨げているとのことであった。国連人道支援事務所(UN Office for Humanitarian Assistance)によれば、8月の時点でおよそ347万人の人々が、到達しづらい地域や包囲された地域で生活していたとのことである。

COIが言うには、政府軍、反政府部隊、及びISISは包囲作戦を用いて、救援物資の流入や人道支援機関によるアクセスを意図的に制限しているとのことであった。報告によれば、そうした活動の大半は政府軍によるものであるという。国連によれば、9月末の時点で、全国で42万人近い男性、女性、及び子どもが包囲された地域に閉じ込められたままになっており、そうした包囲のおよそ95パーセントは政府の責任によるものであるということであった。報告によれば、食料や医薬品に対する厳しい制限が原因で、栄養不良関連の死亡はもとより、肝炎、皮膚リーシュマニア症、腸チフス、及び赤痢の流行も発生しているとのことであった。

イラン、ロシア、及びトルコの支援の下で成立した緊張緩和地帯合意により、人道的アクセスの改善が要求されたが、現地で活動している人道的組織からの10月の報告では、アスタナ(Astana)の緊張緩和地帯ではまだ境界線を越えた人道的アクセスの増加には至っていないと結論付けられていた。むしろ当該報告では、逆にホムス北部の農村地域では境界線を越えた支援がわずかに減少していることが示された。

当該報告では、東グータ(Eastern Ghouta)において、各種機関合同の境界線を越えた人道支援物資輸送車両隊が増加していて、そのうちの4つの車両隊が、以前包囲されていた地域に無事に到達したことが強調された。しかし、この4つの車両隊は、政府との最初の停戦協定に合意した、反政府集団のイスラム軍(Jaish al-Islam)が支配する地域に向かわされた。車両隊は、その時点では協定に署名していなかった、ファイラク・ラーマン(Faylaq Ar-Rahman)が支配する地域には支援物資を届けられなかった。政府は、複数のパートナーの支援を受けて、8月18日にファイラク・ラーマンが停戦協定への参加に合意するまで、当該反政府集団の支配地域を包囲し続けた。報告では、ファ

イラク・ラーマンが政府に対する全ての戦闘行為を中止することに合意するまで、政府が当該組織の支配地域への支援物資の配送を許可しなかったことは、政府が依然として人道支援の拒否を戦争の武器として利用していたことの証拠であると結論付けられた。

COI は、「テロリストを支援したことがある」という口実で、政府が赤新月社のボランティアや医療スタッフを数多く勾留していることを突き止めた。信頼できる NGO の報告によれば、自ら無差別と特徴付けている政府の継続的な爆撃によって、ハマー県やアレッポ市といった反政府勢力の支配地域の医療施設が、破壊されたり被害を受けたりしているとのことであった。2016年9月には、シリア・アラブ赤新月社（Syrian Arab Red Crescent: SARC）に付き添われて、アレッポ県の農村部のオレム・アルクブラ（Orem al-Kubra）に向かっていた国連の車両隊が空爆を受けて、20人を超える民間人及び支援活動員が殺害された。国連の調査団は2016年12月に、この攻撃はシリア空軍によるものである可能性が極めて高いと結論付けた。

監視団及び国際支援組織の報告によれば、特に2016年のシリア軍とロシア軍によるアレッポ市への攻撃では、政府は明確に医療従事者、医療施設、救急車、及び患者を標的にし、民間人や収監者に対して、医療施設や医療サービスへのアクセスを制限していたということである。人権のための医師団（Physicians for Human Rights）の報告によれば、2011年から2017年7月にかけて、戦闘員が国内全域の478の医療施設を攻撃して、830人の医療関係者を殺害したという。またCOIからは、医療施設に対して政府が行った狙撃兵による銃撃や軍事攻撃では、妊婦や障害者を含む病人やけが人が意図的に標的にされたという報告もあった。信頼できる NGO 及び COI の報告によれば、政府は病人やけが人が助けを得ようとするのを故意に妨害しており、そうした人々の多くが、逮捕、勾留、拷問、或いは死を恐れて、病院で医療支援を受けることを断念していたという。

報告によれば、2016年10月に、政府を支持していたロシア軍が、アレッポ市東部の反政府勢力が支援する最大の病院である M10 に、クラスター爆弾を投下したという。同病院は、潘基文（Ban Ki-moon）元国連事務総長が戦争犯罪であると非難した攻撃で、既に3日前に激しい爆撃を受けていた。

同じ病院に対するロシア軍とシリア軍の空爆の頻度と場所により、本来意図された攻撃目標と、故意に民間のインフラを狙っているわけではないというロシア軍の主張に関して疑問が生じた。例えば、2016年11月から2017年4月までの間に、監視団は、ホムス北部にあるカファ・ザイタ専門病院（Kafr Zeita Specialty Hospital）への再三にわたる空爆を記録していた。同病院は、24時間の間に行われたロシア軍とシリア軍による3回の別々の攻撃で標的にされて、ついに4月29日に破壊された。この攻撃で、スタッフ1人が負傷した。

国連人口基金（UN Population Fund: UNFPA）の報告によれば、インフラの破損によって、妊婦に産前及び産後ケアや熟練した出産立会サービスを提供できる、施設及び医療従事者の数が減少したという。

性的暴力にさらされている女性被害者が、健康管理を利用できない状況になっていた。国内全域に蔓延する暴力によって、医療の利用が高額かつ危険なものになっており、COI の報告によれば、政府や武装過激派集団は時として妊婦に検問所を通過させず、そうした女性に対して、鎮痛薬も適切な医療処置もなしで、滅菌されていない多くは危険な状態で出産するように強要しているということであった。2016年1月に、UNFPA は、国内及び近隣難民キャンプのおよそ54万人の女性が妊娠していて、ケアを必要としていると推計した。また同基金は、そのうちの7万人が、おそらく妊娠や出産に関係する合併症を経験することになるとも推計した。数々の情報源によれば、政府軍は、反政府勢力の支配地域にいる人々に対して、故意に医療を受けさせないようにしているとのことで

あった。

COIは、ISISの支配下に置かれている地域社会の集団退去について言及し、そこではISISのメンバーが住民に対して、ISISの規範に従わなければ出ていくことになることになると警告していると強調した。地域社会は、特殊な宗教税（「ジズヤ（jizya）」）、強制的な改宗、聖地の破壊、少数派社会の排除などの差別的制裁に直面していた。2016年1月のSNHRの報告によれば、YPGの部隊は、クルド人部隊によって解放された地域の何万人ものアラブ人住民を、強制的に退去させているということであった。2016年8月に、YPGのメンバーが含まれるSDFがISISからの地域の解放に向けて動き始めたとき、人権団体、人道的行為者、及びその他の監視団は、当該部隊が、現地の地域社会を代表していない、又はそれらの地域社会の信頼を得ていない現地統治組織を設置して、独立した市民社会や人道的組織の活動を妨げることへの懸念を表明した。SDFの影響下にある地域は、2017年においては比較的安定して安全であった。

10月に国連から、ISISを打倒するためのSDFの軍事行動のために、27万人近くの人々がラッカ県から避難したという報告があった。それよりも前の9月には、国連から、ラッカ県で活動しているいくつかの人道的組織が、SDFが行っているIDPの審査手順について、依然として懸念を主張し続けているとの報告があった。申し立てによれば、一部の地域では、SDFの審査手順によってIDPの移動の自由が妨げられており、場合によっては、さらにクルド自治政権（Kurdish Autonomous Administration）の支配地域へと移動するために、IDPに「スポンサーシップ」の獲得が求められることもあるということであった。SDFが検問所を利用して、男性を強制的に徴募して兵役に就かせているという申し立てもあった。しかしいくつかの分析では、SDFが移動を制限するための措置を取っているのは、持続するISISの存在、簡易爆発物（IED）による高度な脅威、及び民間人避難者を戦闘地域から離れさせる必要性のためである可能性が極めて高いことが示唆された。

国際メディアは、政府軍及び非政府部隊が、聖地はもとよりユネスコ（UNESCO）に登録された世界遺産までも攻撃し、破壊していることについて幅広く報道した。米国科学振興学会（American Academy for the Advancement of Science）は、文化遺産が目に見える被害を受けた数多くの事例を指摘した。アレppo市において同学会は、特にこの古代都市の世界遺産の中をはじめ、市内全域にわたって大規模に破壊されているのを目の当たりにした。また政府軍は、住宅、農場、離反者や反政府勢力のメンバーの会社をはじめとする不動産の略奪や破壊も行っていた。

第2節 市民的自由の尊重

a. 報道を含む表現の自由

憲法では、報道も含めて言論の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を厳しく制限しており、これらの権利を行使しようとした者を脅したり、虐待したり、或いは殺害したりする事例がしばしば見られた。

表現の自由：政府は日頃から表現を違法とみなしており、人々は報復を恐れて、公然とであれ内密にであれ政府を批判することはできなかった。また政府は、宗派心を煽る言動を禁止する法律条項の発動によっても批判を押さえ込んでいた。政府は政治集会を監視するとともに、情報提供者のネットワークも活用していた。

報道の自由：政府は依然として、地元の印刷及び放送メディアに対して幅広い統制力を行使しており、政府から要請を受けても政府の情報源を明かさな記者には、法律によって厳しい罰則が科せられる。当年中に、通常は政府とつながりのある人物が責任者となって作成する、半独立系の定期

刊行物が数多く出版された。クルド語の出版物を一切禁止するほとんど効果のない禁止令が数十年にわたって施行されたのち、2014年に政府は、国立大学でのごく限られたクルド語の使用を許可するようになった（第6節の「国籍／人種／少数民族」を参照）。

ラジオ局の一部と地元テレビ局の大半が政府によって所有されており、情報省（Ministry of Information）がラジオとテレビの全てのニュース及び娯楽番組を注意深く監視して、政府の政策に忠実に従っているかどうかをチェックしていた。所有及び使用が制限されているにもかかわらず、市民は幅広く衛星放送受信アンテナを使用していたが、政府は一部のアラブ系ネットワークの電波を妨害していた。

政府に批判的な書籍は違法とされていた。

HTS、ジュンド・アル・アクサ（Jund al-Aqsa）、ISIS といった過激派組織も、報道の自由に対して深刻な脅威を与えていた。

暴力及び嫌がらせ：報告によれば、政府軍は、記事や作品が国家に批判的であるとの理由で、ジャーナリストやその他の著述家に対して、勾留、逮捕、及び嫌がらせを行っているとのことであった。嫌がらせには、脅迫、国外追放、現在の職位の解任、認定の継続申請の無視などの試みがあった。信頼できる NGO の報告によれば、政府は、政治的敵対勢力や FSA と関係があるか、又はそれらを支持する記事を書いているジャーナリストを日常的に逮捕しており、また国内全域にわたって外国の新聞社に対する攻撃を扇動しているとのことであった。

COI によれば、政府及び ISIS は、現地と外国の双方のジャーナリストを標的にして、日常的に殺害を繰り返しているという。当年中にジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists: CPJ）は、次の 4 人のジャーナリストの死亡を文書に記録していた：シリア医療機構（Syrian Medical Organization）のウサマ・ナスル・アルゾアビ（Osama Nasr al-Zoabi）氏、RT のアルハテブ（al-Khateb）氏、カブン医療センター（Qaboun Medical Center）のアラー・クライム（Alaa Kraym）氏、並びにナブド・シリア衛星放送局（Nabd Syria Satellite Station）のモハメド・アバジエド（Mohamed Abazied）氏。

CPJ によれば、殺害された記者の大半は、政治問題や人権問題を取り上げていたという。国境なき記者団（Reporters Without Borders: RSF）の推計では、2011 年から 2017 年 3 月までの間に、211 人のジャーナリスト及び市民ジャーナリストが殺害された。

8 月 2 日に、南西部のダルアー・ウサマ（Daraa Osama）における道路沿いでの爆撃によって、シリア・メディア機構（Syrian Media Organization）の特派員のナスル・アルゾアビ氏が殺害された。CPJ の報告によれば、アルゾアビ氏は、6 月にダルアー県で実施された政府の爆撃作戦の、人道的影響についてのレポートに向かう途中だったという。同氏の運転する車が簡易爆発物に衝突した。シリア・メディア機構の報道によれば、この爆発によって、アルゾアビ氏の兄弟と甥も殺害されたという。

CPJ の報告によれば、シリアでは 6 人のジャーナリストが依然行方不明となっていて、7 人が今なお政府によって刑務所に収監されているということであった。逮捕の理由は不明瞭なものが多かった。

PYD の支配地域で事業を営んでいる報道機関からの報告によれば、彼らは圧力に直面しており、オンラインで PYD を支持する曲を流すよう要求する脅迫を受けているとのことであった。報告では、YPG のメンバーが、クルド国民評議会（Kurdish National Council）と関係のある一部の敵対ジャー

ナリストを、勾留したり暴行したりしていることが示唆されていた。

検閲又は内容の制限：政府は依然として、政府と武装反政府勢力との戦闘の成り行きを含めて情報の流布を厳しく統制しており、また大半の政府批判と、少数宗派や少数民族の権利を含めた宗派的問題に関する議論を禁止していた。情報省及び文化省（Ministry of Culture）は、国内外の出版物が流通したり輸入されたりする前にそれらを検閲して、批判的又は機密に関わると判断された内容の出版物の流通を防いでいた。政府は、治安当局者が政府にとって脅威或いは恥になるとみなした、いかなる素材の出版や配布も禁止していた。検閲は、一般的にアラビア語の素材に対しての方が厳しかった。

現地ジャーナリストの報告では、彼らは大統領やその家族の批判、治安維持活動、或いは宗教集団のアラウィー派といったテーマに関する、広範囲にわたる自己検閲に加わっているとのことであった。政府は、国内と外国のいずれのジャーナリストであろうと、これらのガイドラインを守らない者は国外に追放したり、或いは逮捕、拷問、処刑の標的にしたりしていた。

誹謗中傷 / 名誉棄損法：法律では、自らの職務を全うしているジャーナリストを刑務所に入れることを禁じているが、政府は依然として、政府に反抗するジャーナリストの勾留や逮捕を続けていた。政府は、これらの人々の一部を誹謗中傷の罪で告発していた。

国家安全保障：政府は、国家の安全を守る法律を適用して、政府の政策や官僚を批判する素材のメディアによる拡散を制限していた。

非政府勢力の影響：RSF の報告によれば、シリアはジャーナリストにとって世界で最も命を落とす危険性の高い国になっているという。SNHR によれば、1 月から 9 月までに、政府とその連合民兵組織が 15 人、ISIS が 7 人、ロシア軍が 4 人、武装反政府集団が 3 人、そしてファテフ・アル・シャム（Fateh al-Sham）として知られる組織が 1 人のメディア活動家を殺害したという。

インターネットの自由

政府は、インターネットの統制及び制限を行い、電子メールやソーシャル・メディアのアカウントを監視していた。「ネット上の自由度報告書 (Freedom on the Net Report)」の 2017 年版によれば、シリアは依然として、インターネット・ユーザーにとって世界で最も危険で抑圧的な環境の 1 つとされていた。同報告書では、ISIS の支配から解放された地域において、インターネット・アクセスが若干改善されたことが強調されていた。個人もグループも、報復の恐れがあるために、電子メールも含めインターネットを通じて見解を表明することができなかった。政府は法律を適用して、インターネットの利用を規制して違反ユーザーを起訴していた。当年中に報告されたその他の主要な展開としては、少なくとも 15 人の市民ジャーナリストが、各自のデジタル行動主義に関連する罪で、政府により刑務所に収監されたままになっていることや、イランとつながりのあるハッカーが、人権侵害に関する報告をやめさせようとして、シリアの反政府集団に対するサイバー攻撃を強化していることなどがあった。

政府はしばしば、電子メールを含めたインターネット通信を監視して、インターネット・サービス、SMS のメッセージ、及びパスワードの復元やアカウントの有効化のための 2 段階認証のメッセージの妨害やブロックを行っていた。政府は、被勾留者や活動家などの電子メールやソーシャル・メディア・アカウントを監視するといった、フィルタリングや監視を目的として、高度なテクノロジーと何百人ものコンピューター専門家を採用していた。政府は、治安支部におけるインターネットの監視や検閲を制限しようとはしていなかった。インターネットの自由やアクセスの制限と、しばしば治安部隊の攻撃と同時に発生するインターネットの遮断は、主に治安支部の責任によるものであ

た。政府は、各地域の調整委員会や報道機関のウェブサイトも含めて、反政府勢力と関係のあるウェブサイトを検閲していた。

また政府は、包囲された地域におけるインターネット・アクセスの制限や禁止も行っていた。政府は、インターネット及び携帯電話のネットワークを完全に切断するときや、混乱が生じている特定の現場では、主要なインフラの制御を通じて接続を遮断していた。包囲された地域では、ユーザーが政府の支配地域の近くの屋根から秘かに信号を捕捉できる場合を除き、一般に国家が運営するインターネット・サービスはほとんど利用できなかった。反政府勢力の支配地域の一部の町では、衛星回線を通じたインターネット・アクセスが制限されていた。報告によれば、一部の活動家は、単独で衛星インターネットにアクセスしたり、第二及び第三世代(3G)の携帯電話ネットワークのサービス領域を通じてアクセスしたりしているとのことであった。

一方で政府は、政府寄りのプロパガンダの拡散やオンライン・コンテンツの不正操作のために、インスタグラム (Instagram)、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook) といったソーシャル・メディアの活用を拡大しようとしていた。政府当局は、ソーシャル・メディア・サイトへのパスワードを聞き出すために、日常的にジャーナリストに対する拷問や殴打を行っており、また親政府系コンピューター・ハッカー集団のシリア電子軍 (Syrian Electronic Army: SEA) は、ウェブサイトに対して頻繁にサイバー攻撃を仕掛け、サイトの機能を停止させて政府寄りの素材を投稿していた。報告によれば、ハッキングの推進や監視の実施に加えて、政府や SEA といったその支援を受けている集団は、人権活動家、反政府勢力のメンバー、及びジャーナリストを標的にして、マルウェアも仕込んでいるとのことであった。現地の人権団体は、マルウェアが活動家のコンピューターに悪影響を及ぼしている件について、政府職員を非難していた。恣意的な逮捕が行われていることにより、ブログへの投稿、ツイート、フェイスブックへのコメント、写真の共有、或いは動画のアップロードといった、政府の支配を脅かすとみなされたオンライン活動のかどで、当局がいつインターネット・ユーザーを逮捕するか分からないという恐怖が生じていた。

また監視団も、政府の批判者に自己検閲を強要するためにインターネット・アクセスを遅くしていることや、監視のために電子メールのやりとりを政府のサーバーに迂回させていることについて、SEA を非難していた。

国際電気通信連合 (International Telecommunications Union) によれば、2016 年には、31.9 パーセントの人々がインターネットを利用して、43.6 パーセントの世帯が自宅でインターネットにアクセスできる環境にあったという。

学問の自由と文化的行事

政府は、学問の自由と文化的行事を制限していた。当局は一般に、教師が政府の政策に反する考えを表明することを許可していなかった。文化省は、特定の映画の上映を制限したり禁止したりしていた。

ISIS 及び HTS は、学問の自由の厳しい制限と、イスラム的でないと思われる文化的行事の削減を行おうとしていた。メディア機関の報告によれば、ISIS が支配するラッカ県の学校では、化学や哲学といったいくつかの教科が禁止されているということであった。

紛争中は、特に反政府勢力の支配地域の居住者をはじめとして、生徒たちは全国規模の試験を受けるのに絶えず困難に直面していた。しかし、2016 年 5 月に政府は、モアディミエ (Moadimiyeh) の生徒 360 人とマダヤ (Madaya) の生徒 68 人に、試験を受けるために政府の支配地域に移動することを許可した。さらに、以前は ISIS に支配されていて SDF と連合部隊によって解放された地域

では、現地の学校が再開された。例えば、タブカ（Tabqa）市の子どもたちは9月に、以前はISISの戦闘員が使用していた建物内の学校に戻った。校舎の多くは大規模な修理を必要としていて、多くの管理者は基本的な学習用品を入手するために支援を必要としていた。

報告によれば、一部のクルド人支配地域の当局者は、学校が正式に認可されたクルドのカリキュラムの使用を拒否すると、その学校を強制的に閉鎖させているということであった。メディア報道では、SDFが、アラブ人が大多数を占めるラッカでクルド語を教えることを提案していることが示唆されていた。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

憲法では平和的集会の権利を規定しているが、政府はこの権利を制限していた。2011年に非常事態法が廃止された後も、それに続いて、政府に集会の自由に対する広範な権力を付与する2011年大統領令が発令された。

内務省は、4人以上で行われるデモや集会には許可の取得を義務付けている。原則として内務省は、政府、関係団体、又はバース党によるデモしか認可しておらず、幾多の機会にそれらの調整を行っていた。政府は依然として、平和的デモの参加者に対して過大な力を利用し続けていた。

COIの報告では、以前にISISが支配していたラッカに住んでいた住民たちが、集会に対する厳しい制限（ラッカがISISの支配から解放される前の）について言及していたとのことである。イドリブにおけるHTSの権力強化によって、地元の行為者や地域社会の指導者がHTSの権限外で集会を行う力が脅かされていた。

真実と正義のためのシリア人の11月の報告によれば、グータ東部の一部の武装反政府集団が、停戦と検問所の廃止を求める地元のデモを抑圧していたという。報告によれば、抑圧の際には実弾や投石も用いられ、それによって何人ものデモ参加者が負傷したという。

クルド人活動家の申し立てや新聞報道によれば、PYDやYPGは、メディアを攻撃したり政治的敵対者を逮捕の標的にしたりすることで、自らの支配下にある地域において集会の自由を抑圧し、また言論の自由を厳しく制限しているとのことであった。

結社の自由

憲法では、私的な結社を許可しているが、一方で政府に対して、それらの活動を制限する権利を付与している。政府は結社の自由を制限しており、私的な結社については事前の登録と承認を義務付けるとともに、結成された団体及びそのメンバーの活動を制限していた。専門的な団体の執行委員会は、政府から独立したものではなかった。

政府は、伝えられるところでは政治的な理由により、登録要請を拒否したり、それについての決定を下さなかつたりすることがしばしばあった。現地の人権団体の中で、許可を得て活動しているところは1つもなかったが、多くは必要な政府登録を有する組織の下で活動していた。政府は依然として、全国規模のメディア団体を形成するための、ジャーナリストによる数年がかりの取り組みを妨害し続けていた。政府は、独立した政党の創設を許可する2011年の命令を選択的に施行して、親政府派の団体だけが正式な政党を組織できるようにしていた（第3節を参照）。現地の人権団体によれば、反政府活動家は、政府が政党リストを利用して反政府勢力のメンバーを標的にすること

を恐れて、政党を組織することを断っているとのことであった。

政府が違法と判断した組織の一員であることやそこでの活動を犯罪とする法律に基づき、治安部隊は、地元の人権団体や民主主義派の学生団体とつながりのある何百人もの人々を勾留していた。また政府は、さらなる潜在的標的を見つけるために、そうした人々の直接的及びソーシャル・メディアでの接触も調べていた。

メディア報道や ISIS の支配地域の元住民からの報告によれば、ISIS は、「カリフ国家 (caliphate)」の構造や政策に反対する団体の存在を許さないということであった。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

d. 移動の自由

憲法では、「司法判決若しくは法律の施行によって制限されない限りにおいての、国の領土内での」移動の自由を規定している。しかし、政府、ISIS、及びその他の武装集団は、国内での移動や旅行を制限しており、治安検問所を設置して、それぞれの支配下にある地域全体にわたってそうした移動や旅行を監視していた。ホムス県、ダマスカス県、ダマスカス県の農村部、ゼリゾール県、及びイドリブ県における政府の包囲攻撃の結果、死亡、飢餓、及び重度の栄養不良の事例が記録されることとなった（第 1 節 g 項を参照）。自らの支配地域において、ISIS は、特にアラウィー派とシーア派の人々を中心に、政府の支持者又は支持者と見られる者の移動を制限していた。その他の反政府勢力もそれらの人々の移動を制限していたが、その度合いは ISIS ほど厳しいものではなかった。

9月6日に発行された COI の報告書には、政府が包囲戦の実施を通じて兵糧攻めを行っていることが記録されていた。報告書には、60万人を超える男性、女性、及び子どもが、多くは過酷な条件の下で、包囲された地域に閉じ込められたままになっていることが明記されていた。政府とそのパートナーが行っている包囲攻撃によって、食料、医薬品、医療機器、及びその他の必需品の包囲された居住地への配給が、日常的に滞る結果となっていた。政府はこうした虐待と、病院をはじめとする民間のインフラを狙った空爆とを組み合わせていた。

11月には AI が、「離れるか死ぬか：シリアの『和解』合意の下での強制退去 (We Leave or We Die: Forced Displacement Under Syria's 'Reconciliation' Agreements)」という報告書の中で、政府とその支持者らは、「長期間にわたる包囲と爆撃によって、一般に非国家武装集団のメンバーが撤退しただけでなく、民間人が集団退去することにもなった後で」、地域社会に「和解」合意を提案したことを報告した。この報告によれば、ダラヤでは政府軍が、ある元住民がその地域での生活を「石器時代のような状況」の中での暮らしと表現するほどまでに、基本的な生活必需品へのアクセスを妨害したり制限したりしていたという。

移民、難民、及び無国籍者の虐待：報告によれば、政府軍と反政府部隊の双方が、一部のパレスチナ人難民キャンプ、近隣地域、及び居留地を包囲したり、砲撃したり、或いはアクセスできなくなったりしており、そのために重度の栄養不良、医療や人道的支援の利用機会の欠如、及び民間人の死亡が発生しているとのことであった。

国内での移動：国内全域における政府に包囲された都市では、政府軍が人道的アクセスを妨害しており、それが重度の栄養不良、医療の利用機会の欠如、及び死亡につながっていた。暴力と著しい

文化的圧力とが相まって、多くの地域において女性の移動が厳しく制限されていた。さらに、法律によって、特定の男性親族に女性への旅行禁止命令の言い渡しが行われている。

政府は、IDP、難民、及び庇護希望者の支援において、UNHCR やその他の人道的組織と一貫性のない形で協力していた。政府は、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestinian Refugees in the Near East: UNRWA）にいくらか協力していた。

政府は、治安検問所を利用して移動の監視及び制限を行っており、それを民間人の居住地域にまで拡大していた。また政府は、国内の大半の地域への外国外交官の訪問も禁じており、彼らにダマスカス以外の地域への移動を許可することはめったになかった。暴力が絶えず頻発している上に予測不能であることによって、国内全域における移動が厳しく制限されていた。

また ISIS 及び反政府集団も、検問所を利用するなどして移動を管理していた。

報告によれば、政府軍は狙撃兵を使って、抗議活動の阻止、外出禁止令の施行、反政府部隊を狙った攻撃、また場合によっては包囲された町からの民間人の避難の阻止を行っているとのことであった。COI によれば、砂漠の長い迂回経路を車で走り抜けようとする、運転者及び同乗者が、恣意的な逮捕、財産の不法な没収及び没収、賄賂の要求、並びに ISIS、政府、及びその他の武装勢力が管理する検問所での勾留や処刑の危険にさらされることになるということであった。

報告によれば、ISIS は、男性の近親者が同伴していない限り、女性の旅客が自らの支配地域を横断することを許可しないということである。

外国旅行：市民には外国に旅行に行く権利があるが、政府は、申請者の政治的見解、反政府集団との関係、或いは反政府勢力が支配する地理的領域とのつながりに基づいて、パスポートやその他の必要書類の発行を拒否していた。また政府は、出国ビザの取得も義務付けており、さらには暴力や暴力の脅威によるものであると主張して、ダマスカスの空港や国境検問所を日常的に閉鎖していた。さらに、政府はしばしば、人権活動家や市民社会活動家とその家族や関係者の外国旅行を禁止していた。報告によれば、多くの市民は、当局に出国を阻止されてはじめて、自分が外国旅行を禁止されていることを知るということであった。報告によれば、政府は、人々が健康上の理由で渡航しようとしている場合も含めて、説明も明確な継続期間の提示もないまま渡航禁止令を適用しているという。政府は、反政府勢力のメンバーについては外国旅行を全面的に禁止しており、渡航を試みるそうしたメンバーをしばしば標的にしていた。地元メディアや現地の人権団体は、反政府活動家及びその家族が、空港や国境検問所での攻撃を恐れて国を離れるのを躊躇しているとたびたび明言していた。2016年6月には、トルコの国境警備員が、自国から逃げようとしていたシリア人難民11人を殺害した。

ISIS が、シリアのパスポート及び法定記録を破棄して、どの国や機関からも認められていない独自のパスポートを発行しているという報告があった。こうした政策は、子どもたちにとりわけ重大な悪影響を及ぼしていた。というのも、多くはパスポートや身分証明書を取得する前に国を離れるからである。さらに、紛争から逃れて難民キャンプにとどまっている親のもとに外国で生まれたシリア人は、一般的にシリアの市民権証明書を入手することができなかった。2015年に政府は、国外に住んでいてパスポートの有効期限が切れているシリア人が、領事館でパスポートを更新できるようにした。しかし、難民としてシリアから逃げた多くの人々は、自分たちが抗議したことがあるかもしれない政府に報告することを恐れたり、或いは政府がまだ国内にいる家族に報復の矛先を向ける可能性を恐れたりしていた。

18歳を超えた女性には、男性親族の許可なしで外国旅行をする法的権利があるが、夫が自分の妻の

出国を禁止するよう求める要望書を内務省に提出する場合がある。

ISIS は、女性の外国旅行を明確に禁止していた。

国内避難民（IDP）

政府は、一般的に IDP に対する人道的支援は促進しておらず、彼らに対しては一貫性のない保護を提供していた。当年も依然として暴力が、市民が国を離れる主要な理由となっており、そうした暴力の大半は政府やロシア軍による空爆によるものであった。長年にわたる紛争によって人々がたびたび退去を余儀なくされており、退去のたびに家族の資産が激減して対処メカニズムが損なわれていった。

国連の推計では、当年の第 4 四半期の時点で、国内には 630 万人を超える IDP がいたという。政府は一般に、全ての IDP に持続的にサービスが行き渡るようにはしておらず、また IDP に対して支援や保護は提供していなかった。国連の人道支援担当職員の報告によれば、大半の IDP は、ホスト・コミュニティのある若しくは集合施設の中にある避難所、使われなくなった建物、又は非公式キャンプを探しているとのことであった。

9 月に国連から、ラッカ県で活動しているいくつかの人道的組織が、SDF が行っている IDP の審査手順について、依然として懸念を主張し続けているとの報告があった（第 1 節 g 項を参照）。

SARC が、国内で活動している国際的な人道的組織の主要パートナーとして、政府と反政府勢力の双方の支配地域で人道的支援を提供していた。政府、ISIS、及び反政府集団によって課せられたものも含めて、アクセス上の障害が、困っている人々への支援物資の配給の妨げとなっていた。ダマスカスを拠点に活動している NGO は、困っている人々に救援物資を供給しようとする際に、膨大な官僚的障害に直面していた。SARC 及び国連機関は、人道的ニーズの増大に対処するために、反政府勢力の支配地域への支援の流れを増大させようとしていた。しかし政府が、特に医療支援を中心に、反政府勢力の支配地域への人道的支援の提供を日常的に中断させていた（第 1 節 g 項を参照）。

シリアへの人道的対応は世界最大級で、複雑な官僚機構を通じて調整されていた。同国内の危機は、依然として国連のレベル 3 対応（国際的人道支援制度の最も深刻で大規模な人道的危機に対する対応区分）の基準を満たしていた。トルコとヨルダンからの越境活動によって、シリア人に人道的支援が提供された。また、ダマスカスから始まった境界線を越えた活動を通じて、さらなる支援がもたらされた。2016 年 2 月に、国際シリア支援グループ（International Syria Support Group）の人道的作業部会（Humanitarian Task Force）がアクセスの拡大を提唱し始めて以降、国連は 17 の包囲された地域の人々を支援した。支援は、多くの包囲された町や到達しづらい町に何度も届けられた。しかし、こうした取り組みにもかかわらず、アサド政権は依然として国連のアクセスを妨害しており、多くの地域社会が今もなお政府の戦術に苦しんで降伏していた。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では、庇護認定又は難民認定の付与を規定しており、政府は難民を保護するためのシステムを確立している。UNHCR と UNRWA は、難民及び庇護希望者のための限定保護区を維持できていたが、暴力によって脆弱な人々へのアクセスが妨げられていた。現地と世界の双方の NGO と協力して、国連はそうした人々に対して、不可欠なサービスと支援を提供し続けていた。

UNHCR の推計では、2014 年に始まった ISIS によるイラクのシンジャル地区（Sinjar District）への

攻撃を受けて、イラクのヤジディ教徒（Yezidi Iraqis）を中心に少なくとも9万5,000人の人々がシリアに入国したという。多くは最初シンジャル山（Mount Sinjar）に逃げ込んだが、西側諸国の連合軍が主導する軍事攻撃の助けと、多くのヤジディ教徒をシリアに輸送しているシリアのクルド人グループの支援を受けて、何とか山から避難した。これらの人々の大半は、イラクのクルディスタン地域（Kurdistan Region）を通過してイラクに戻ったが、12月上旬の時点で、UNHCRはシリアのハサカ県で推定2万8,000人のイラク人を受け入れていた。

雇用：法律では、パレスチナ人を除き、明確には難民に労働権を付与していない。政府が非パレスチナ人難民に就労許可を与えることはめったになかったが、多くの難民はインフォーマル部門において、警備員、建設作業員、露店商人やその他の肉体労働の仕事を見つけていた。

基本サービスへのアクセス：法律では、パレスチナ人難民への身分証明書の発行を認めており、またパレスチナ人難民には、市民に提供される基本サービスへの市民と同様のアクセスを認めている。政府はイラク人難民に対しても、医療や教育といった一般に利用できるサービスへのアクセスを認めているが、在留許可証を取得できるのは、合法的にシリアに入国して有効なパスポートを所持している難民だけで、そこには全ての難民が含まれるわけではない。当局が発行する在留許可証を入手できないことで、難民は嫌がらせや搾取のリスクにさらされており、またそうした難民の公共サービスへのアクセスにも深刻な影響が及んでいた。同国内のおよそ5万4,000人の非パレスチナ人難民が、保護上のリスクの拡大、幾度もの強制退去、検問所での治安手続の厳格化、及び必要な在留許可証の取得の難しさに直面しており、これら全てが彼らの移動の自由に制約をもたらしていた。UNHCRから、難民の間では、性別及びジェンダーに基づく暴力と、児童労働、学校の中退、早婚などの児童保護に関する懸念が増大しているとの報告があった。

無国籍者

シリア国内のおよそ19万人のクルド人が、法律の下でシリア国籍を取得する権利を認められていない。政府はクルド人を外国人とみなしており、そのために彼らはサービスを利用することができない。1962年の国勢調査の後に、およそ15万人のクルド人が市民権を失った。1962年に政令で1日国勢調査の施行が定められ、政府はハサカ県の住民に関しては事前通知なしでそれを実施した。いかなる理由であろうと未登録の者、或いは必要書類一式が完全に揃っていない者は、全てその日以降は「外国人」になった。同様に当局は、参加を拒否した者は全て「不法滞在者」と記録した。この市民権の喪失のために、これらのクルド人とその子孫は身分証明書を持つことができず、医療や教育をはじめとする政府のサービスを利用することができなかった。また彼らは、社会的及び経済的差別にも直面していた。無国籍のクルド人には資産を相続したり遺贈したりする権利がなく、また市民権や身分証明書がないことで、彼らは国外への旅行を制限されていた。

2011年に、アサド大統領は命令で、「外国人」として登録されているハサカ県の無国籍のクルド人が市民権を申請できるようにした。しかしUNHCRの報告では、そのうちのおよそ4万人が、今なお市民権を取得できないでいるとのことであった。さらに、この命令の対象は、およそ16万人の「未登録の」無国籍クルド人にまでは及んでいなかった。15万人から16万人への変更には、1962年の国勢調査以降における人口のおおよその増加分が反映されていた。

子どもたちの市民権は父親のみから派生する。女性は自分の子どもに国籍を与えることができないため、引き続く紛争によって父親が行方不明になったり死亡したりした未知数の子どもたちが、無国籍になるリスクにさらされていた。母親は、難民キャンプが設置されている近隣諸国を含めて、シリア国外で生まれた子どもには市民権を与えることができなかった。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では、市民に対して、平等な普通選挙権に基づいて無記名投票で実施される自由かつ公正な選挙を通じて、定期的に自分たちの政府を選ぶ権利を付与しているが、市民はこの権利を行使することができないでいた。選挙の根本的な環境のために、選挙結果には、妨害も強制もされていない有権者の自由な意思は反映されていなかった。

選挙及び政治参加

最近の選挙：2016年4月に、シリアでは地理的に限定された議会選挙が行われた。ただし、政府の支配力が及ばない地域に住む市民は、その選挙結果を受け入れなかった。2014年には、バッシュール・アサド、ハッサン・アル＝ヌーリ（Hassan al-Nouri）、及びマヘル・ハヤール（Maher Hajjar）の3氏が、国内の全く異なる地域で実施される2014年大統領選挙の候補者として登録された。しかしこの選挙では、市民の大半が、暴力や強制退去のために投票所に行くことができなかった。アサド氏が88.7パーセントの票を獲得したこの選挙プロセスは、国際基準から見ると自由でもなければ公正でもなかった。監視団やメディアによれば、投票者は治安部門からの脅迫に直面しており、また政府はダマスカスの政府職員を強制的に投票所に移送していたという。メディア報道では、全体的な投票率が低水準にとどまったことが示され、投票所に行くことのできる比較的安定した地域の住民の間でさえも、同様の傾向が見られたとされた。当局は、政府の支配地域の住民、特定の難民居住区の居住者、及び正式な許可を得てから国を離れた難民にしか投票を認めなかった。ヒューマン・ライツ・ファースト（Human Rights First）の2014年の報告によれば、ヒズボラが、アサド氏に投票しないシリア人難民を脅していたという。治安部隊は、投票率をできるだけ高めるために、ダマスカス及び政府の支配下にある周辺地域の治安対策を強化した。それにもかかわらず、全国各地で依然として暴力は続き、一部の武装反政府集団は、投票期間中に政府の支配地域にミサイルを撃ち込んだ。

9月22日に、クルド当局は、地域自治権を増強するための新たな統治機関の創設に向けて予定されていた、3回にわたる地域「コミュニティ」の指導者選挙の1回目を実施した。報告によれば、9月の選挙は、近隣地域における政治的、経済的、及び社会的問題を監視する、地域コミュニティのメンバーを選出するものであったという。

政党及び政治参加：憲法では、バース党が与党であると規定しており、労働者や女性の団体といった政府及び大衆のあらゆる団体において、同党が多数派となることを保証している。バース党が率いる国民進歩戦線が、250人の議員から成る人民議会を牛耳っており、2016年4月の選挙後は250議席中200議席を保有している。バース党と9組の小規模な衛星政党が、連合体の国民進歩戦線を構成していた。2011年の命令では、新たな政党の創設を認めているが、宗教や部族的連携、或いは地域益に基づくものは禁じている。

バース党の党員であることや、或いは著名な党員や有力な政府職員と近親関係にあることが、経済的、社会的、及び教育的な地位の向上に役立っていた。バース党や政府とつながりがあると、より質の高い学校への入学許可の取得、実入りのよい仕事の獲得、並びに政府、軍、及び治安部隊でのより高い地位への昇進やより大きな権力の獲得を、より容易に実現することができた。政府は、バース党の党員のためだけに、県知事といった特定の要職を確保していた。

政府は、他の政党に対しては、寛容さをほとんど示していなかった。政府は、共産主義連合運動（Communist Union Movement）、共産主義活動党（Communist Action Party）、アラブ社会主義連合（Arab Social Union）といった政党に対して嫌がらせをし、それらの党員を逮捕していた。警察は、

イスラム政党の党員を逮捕していた。違法な政党に関する確かなデータは入手できなかった。

女性及びマイノリティーの参加：女性や少数派（マイノリティー）のメンバーの政治プロセスへの参加を制限する法律は存在せず、実際に参加していた。女性及び少数派は、一般的には正式な制約なしで政治制度に参加していたが、重大な文化的及び社会的障壁のために、女性は意思決定を行う立場からはほとんど除外されていた。2014年の選挙の後に発足した政府には、副大統領（Vice President）のナジャーフ・アル＝アッタール（Najah al-Attar）氏、環境問題担当大臣（Minister of State for Environmental Affairs）のナジラ・サーキス（Nazira Serkis）氏、及び社会問題大臣（Minister of Social Affairs）のリーマー・カーディリー（Rima al-Qadiri）氏という3人の女性メンバーが含まれていた。2016年には、国会議員の13パーセントが女性だった。議会には、キリスト教徒、ドゥルーズ派（Druze）、及びクルド人のメンバーがいた。有力な宗教的少数派のアラウィー派は、閣内のその他の少数派よりも大きな政治権力を持っていただけでなく、閣内における多数派のスニ派よりも大きな力も持っていた。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では、公務員による汚職は刑事罰の対象と定められているが、政府はこの法律を有効に施行しておらず、公務員は刑事罰を受けることなく頻繁に汚職行為に関与していた。汚職は依然として、警察部隊、治安部隊、移民管理局、及び政府全体に蔓延する問題となっていた。

汚職：報道の自由や、反政府勢力による政府機関やメディアへのアクセスの欠如のために、些細な汚職を除いて汚職に関する詳細な情報はほとんどなかった。人権派弁護士や被勾留者の家族の話では、裁判所や刑務所の政府職員は、有利な判決や基本サービスの提供と引き換えに賄賂を要求しているとのことであった。

資産公開：公務員を対象にした資産の一般公開に関する法律は存在しない。

第5節 人権侵害疑惑に関する国際組織及び非政府組織の現地調査に対する政府の姿勢

政府は、人権侵害疑惑について調査しようとする試みを制限しており、侵害疑惑について独自に調査しようとする試みへの協力は積極的に拒否していた。政府は、国内のいかなる人権団体の結成に対しても、許可を与えていなかった。それにもかかわらず、シリアでは何百ものそうした団体が違法に活動していた。政府が、定期的な監視や渡航禁止令の対象にすることによって、国内の人権活動家に嫌がらせをしているとの報告があった。政府は通常、具体的な事案に関する人権団体や在外大使館からの問い合わせに対しては、その事案についてはまだ調査中であるとか、問題となっている収監者は国家安全保障に関する法律に違反したとか、或いはその事案が刑事裁判所に付託されている場合には、行政機関は独立しているとされる司法に干渉することはできないと報告して対処していた。報告によれば、政府は、財産没収、嫌がらせ、勾留、逮捕、拷問、及び処刑のために、国内の人権団体のメンバーを探し出そうとしているとのことであった。

政府は国際人権 NGO に強い警戒心を抱いており、そうした組織の入国を認めていなかった。報告及び政府職員へのメディアのインタビューでは、政府はいかなる人権侵害への責任も否定していることが示唆されていた。政府は、政府職員が反政府抗議者への攻撃を行っているか、若しくは政治的理由で収監者を勾留していると言われている、いくつかの場所への他の組織のアクセスを拒絶していた。また信頼できる報告によれば、政府は、特に反政府勢力の支配地域に近い供給経路やアクセス・ポイント沿いでは、人道支援組織の活動も積極的に制限しているということであった（第1節 g 項を参照）。

国際連合又はその他の国際機関：政府は依然として、国連人権理事会（UN Human Rights Council）からシリア国内の人権侵害に関する記録及び報告を命じられた、国連調査委員会へのアクセスを拒否し続けていた。政府は数々の国連機関に対して全面的な協力をしておらず、そのために人道的組織の特に反政府勢力の支配地域へのアクセスが制限されていた。

第6節 差別，社会的虐待，及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：レイプ（強姦）は、15年以上の懲役刑が科せられる重罪であるが、政府はこの法律を執行していなかった。法律ではさらに、レイプ犯がその被害者と結婚する場合には、当該レイプ犯に刑罰は科せられないと規定している。被害者の家族は、レイプによって被る社会的な不名誉を避けるために、時としてこの形の決着に合意することがあった。夫婦間のレイプに対する法律は存在しない。難民危機の監視団の報告によれば、女性、男性、及び地域社会の指導者は一貫して、性的暴力をその家族が国から逃げ出す主要な理由とみなしていたという。COIの報告では、レイプは幅広く行われており、政府軍及び親政府派部隊は、反政府勢力と関係があると思われる女性、男性、及び子どもに対する威嚇や処罰の手段として、レイプを用いているということであった（過激派集団による虐待に関する情報などの追加情報については、第1節g項を参照）。COIは、性的暴力の過少報告や遅延報告は地域固有のものであり、それがその重大性の評価を難しくしていると結論付けた。SNHR、HRW、及びその他のNGOによる報告には、女性の元収監者へのインタビューが盛り込まれており、その女性の報告によれば、拘留施設内では看守や治安部隊によるレイプが横行していたという。

法律では、ドメスティックバイオレンスを明確に禁止しておらず、女性に対する暴力が蔓延していて、一般的にはそれらに対する処罰はなされていなかった。ドメスティックバイオレンスや性的暴力の事案の大多数は、被害者がその件を報告していなかった。治安部隊は一貫して、女性に対する暴力を刑事問題ではなく社会問題として扱っていた。監視団の報告によれば、虐待を受けた何人かの女性が警察に届け出ようとしたときに、警察は彼女たちの報告について、全くとは言わないまでも徹底的な捜査は行っておらず、また別のケースでは、セクシャルハラスメント、言葉による虐待、髪の毛を引っ張る、平手打ちなど、警察官がその女性への虐待で応えたということである。

過去数年間は、ダマスカスにおいていくつかのドメスティックバイオレンス・センターが運営されており、政府はそれらに認可を与えて社会問題労働省（Ministry of Social Affairs and Labor）の傘下に置いていた。しかし現地のNGOの報告によれば、紛争のために多くのセンターがもはや運営されていないとのことであった。ダマスカス以外の地域については、女性のための政府によるサービスは確認できなかった。現地の人権団体によれば、各地域の調整委員会やその他の反政府勢力関連組織が、明確に女性の保護を目的としたプログラムを提供していたが、NGOは全国各地で展開されていたこれらのプログラムを統合しておらず、信頼できる財源の報告は誰からもなかった。

その他の有害な伝統的慣行：法律では裁判官に、被告人が「名誉の」防衛を主張した場合の、殺人や暴力に対する法定刑罰の軽減を認めていて、それがしばしば行われていた。政府は、殺人事件や暴力事件の裁判でのこの防衛の使用に関する公式統計データは、一切保有していなかった。当年中には名誉の殺人の正式な報告例はなかったが、こうした慣行は、引き続く暴力にもかかわらずというよりもむしろそのために、伝えられるところによればこれまでと同様のレベルで、今もなお続いていると現地の人権団体は主張していた。難民と共に活動しているNGOの報告によれば、国内において何人かのレイプ被害者が名誉のために家族に殺害されており、その中には政府軍にレイプされた女性も含まれていたということである。またNGOからは、紛争に起因する政府軍によるレイ

ブや ISIS による性奴隷及び性的搾取の横行が、名誉の殺人の著しい増加をもたらしているとの報告もあった。

セクシャルハラスメント：法律では、ジェンダーに基づく雇用差別は禁じているが、セクシャルハラスメントについては明確に禁止していない。

人口抑制の強要：ISIS が、イラクで誘拐した何人かのヤジディ教徒の女性を、シリアに移送しているという報告があった（第 1 節 g 項を参照）。2017 年には、彼女たちの処遇については限られた情報しか入手できなかったが、それ以前のイラクからの報告により、ISIS は自分たちが妊娠させたヤジディ教徒の女性に、中絶を強要していることが明らかになった。強制的な避妊手術の報告はなかった。妊産婦死亡率及び避妊普及率に関する推計は、www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/を参照のこと。

差別：憲法では、男女間の平等と、「全ての市民が労働の性質と生産量に応じて賃金を得る権利」を規定しているが、法律では同等の仕事に対する同等の賃金を明確に規定していない。さらに、家族法及び刑法の多くの節において、男女が平等に扱われていない。紛争が始まる前には、正規の労働力に組み込まれていた女性は全体の 16 パーセントで、それに対して男性は 72 パーセントであった。しかし暴力と不安定さが増大するにつれて、女性の雇用参加は減少した。

家族問題委員会（Commission for Family Affairs）、司法省、及び社会問題労働省が、女性への平等な法的権利の付与に努める責任を分担していた。性的差別に対する訴訟を含めた、権利に関する市民の要求への政府の関与は緩慢で、ほとんどの要求は対応されないまま放置されていた。

身分、退職、市民権、及び社会保障法では女性を差別している。法律では、男性と女性がそれぞれ別個に姦通という同じ犯罪行為を行った場合、女性への刑罰は男性の 2 倍になる。法律では一般に、女性が配偶者を相手に離婚訴訟を起こすことを認めている。しかしイスラム教の身分法では、男性と女性の扱いに違いを設けている。一部の身分法は、訴訟に関与している人々の宗教に関係なく、イスラム法をそのまま引用している。法律では、妻が離婚に合意するよう夫を説得するために、扶養費を受け取る権利を放棄した場合といった一部のケースでは、離婚した女性に扶養料を受け取る権利を与えていない。さらに法律の下では、離婚した母親は、息子の場合には 13 歳、娘の場合には 15 歳になったときにその親権と身上監護権を失い、親権は家族の父方の方に移行する。

政府のイスラム法の解釈が、キリスト教徒以外の全ての市民を対象にした相続法の基礎になっている。したがって、裁判所は通常イスラム教徒の女性に対して、男性相続人の相続分の半分を与えていた。どの地域社会においても、男性相続人は、相続分の少ない女性親族に対して経済的支援をしなければならない。それを行わない場合、女性には訴訟を起こす権利がある。

女性は、軍隊を含めて公職やその他の大半の職業に就いていたが、多くの地域では暴力のために、公的領域への女性のアクセスが減少していた。女性も男性も、土地やその他の不動産の所有又は管理において平等な法的権利を有するが、とりわけ農村地域を中心に、文化的及び宗教的規範によって女性の権利が妨げられていた。様々な情報源から、弁護士、大学教授、及びその他の専門的職業においては、女性が少数派であるという意見が聞かれた。

報告によれば、一部の反政府集団及び過激派分子は、女性が学問を教えることと少女が学校に通うことを禁止しており、特にデリゾール県の ISIS の支配地域ではそれが顕著であるということであった。ラッカ県の活動家によれば、ISIS は、自らの支配地域では教室を分離していて、また地方評議会から女性を排除しているとのことであった。

HRW をはじめとするいくつかの集団によれば、アレッポ、ハサカ、イドリブ、及びラッカの各県では、過激派武装集団が女性と少女に差別的な制約を課しているとのことであった。

ISIS は自らの支配地域において、違反した場合には死刑が科せられる、女性が従わなければならない16の項目が記載された「文明化文書 (Civilization Document)」を発行した。そこには、「家にとどまり、男性近親者 (マフラム (mahram)) の同伴なしでは外出しない」、「幅広のクローク、フルフェイスのベール、及びヘッドスカーフを着用する」、「美容院を閉鎖する」、「公衆の面前で椅子に座らない」、「男性医師の診察は受けない」などの規則が含まれていた。ISIS は、「アル=カンサー (al-Khansaa)」旅団という、主に非市民の女性で構成される、ラッカ市に拠点を置く女性だけの警察部隊を創設し、彼女たちが女性の間でこれらの規則を時に暴力的に執行していた。

メディア報道によれば、SDF は、ラッカでの ISIS との戦闘に参加させるために、210人の女性を訓練していたという。これは、メディアで幅広く報道されている、総勢8,000人のクルド女性防衛部隊 (Women's Protection Units) に加えてのものであった。クルド女性防衛部隊は、当初は政権による弾圧からクルド人民を守ることを目的として結成されたが、最終的にはその任務がより広範な反ISIS活動へと移行した。この部隊には、シリアはもとより、イラク、トルコ、イラン、及びその他の国からも志願兵が参加していた。

子ども

出生登録：子どもたちの市民権は父親のみから派生する。シリアでは、市民登録が機能していない広い地域において、当局が出生登録を行っていなかった。政府は、無国籍のクルド人を含む、市民権のないクルド人住民の出生は登録していなかった (第2節 d 項の「無国籍者」を参照)。こうした登録不履行によって、高校レベルの学習の修了証書の取得、大学へのアクセス、正規雇用へのアクセス、市民としての書類作成や保護といった、各種サービスを剥奪される結果となっていた。

教育：政府は、小学校から大学までを通して、市民の子どもたちに無償の公教育を提供していた。教育は、6歳から12歳までの全ての子どもに義務付けられている。市民権のない子どもたちも無償で公立学校に通うことはできたが、それには教育省 (Ministry of Education) の許可が必要とされた。

紛争のために、子どもたちが学校に通うことが次第に困難になっていた。

いくつかの報告によれば、ISIS はジェンダー別に教室 (教師も含めて) を分離し、服装規定に違反した生徒を退学させ、自分たちのカリキュラムを教師に押し付け、私立学校や教育センターを閉鎖しているとのことであった。現地の情報源によれば、ISIS の部隊は、ラッカ県の若い女性たちが大学の試験を受けに行くのを妨害していたという。また ISIS は、化学といったいくつかの基本的な教科も禁止していた。

パレスチナ人や無国籍のクルド人を含むその他の非市民は、一般に子どもを学校や大学に通わせることができたが、無国籍のクルド人にはその学業成績を立証する学位を取得する資格がなかった。

児童虐待：シリアには、子どもたちを虐待から守る正式な法律がなかった。政府軍が、子どもたちに対して性的暴行、拷問、勾留、及び殺害を行っているという報告があった (第1節 a, b, c, 及び g 項を参照)。HRW の報告によれば、政府が任命した教師や校長は、反政府的な意見を表明した生徒を尋問したり、場合によっては殴打したりしているとのことである。さらに、国連、HRW、及び現地の情報源から、政府軍が子どもたちを人間の盾として利用しているとの報告もあった。

ISIS は子どもたちに対して、死刑も含めた極めて厳しい刑罰を科していた (第1節 g 項を参照)。

早期結婚及び強制結婚:結婚が認められる法定年齢は、男性が18歳で女性が17歳である。しかし、双方の当事者にその意思があって「身体的に成熟している」と裁判官が判断し、なお且つ両当事者の父親又は祖父が同意すれば、15歳の少年や13歳の少女でも結婚することができる。

ISISは、イラクでヤジディ教徒の少女を組織的に誘拐して性的に搾取し、組織的レイプや強制結婚のために彼女たちをシリアに移送していた(第1節g項と第6節の「女性」を参照)。

児童の性的搾取:法律では、人身売買犯罪と関係する特定の形態の児童虐待で有罪となった者に対する刑罰を規定している。そこには誘拐や強制売春も含まれ、これらに対してはいずれも3年以下の懲役刑が科せられる。法律では、児童ポルノも人身売買犯罪とみなしているが、それに対する刑罰は、地域レベルで「妥当な刑罰」として制定されていた。また、児童ポルノ容疑での起訴が行われたことがあるのかどうか、或いは当局が法律を執行しているのかどうかも不明瞭であった。

法律で規定されている性交同意年齢は15歳である。婚前交渉は違法であるが、監視団から当局は法律を執行していないとの報告があった。15歳未満の子どもに対するレイプは、21年以下の懲役刑に値する。しかし児童レイプ事件での政府による起訴の報告はなかった。

国際的な子の奪取:シリアは、1980年のハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の締約国ではない。travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.htmlで公開されている国務省の「国際間の親による子どもの奪取に関する年次報告書(Annual Report on International Parental Child Abduction)」を参照のこと。

反ユダヤ政策

NGOの推計では、シリアに残っているユダヤ人は20人未満であった。メディア及びシリア米国評議会(Syrian American Council)によれば、2014年に政府軍は、ダマスカスの反政府勢力が支配する近隣地区ジョバル(Jobar)への砲撃で、同国最古のエリヤフ・ハナヴィ(Eliyahu Hanavi)シナゴークを破壊したという。政府軍と反政府部隊は、ジョバルのシナゴークへの放火と略奪を行ったとしてお互いを非難し合った。

国立学校のカリキュラムには、寛容教育やホロコースト(Holocaust)に関する教材は組み込まれていなかった。

人身売買

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

障害者

法律では、障害者に対する差別を禁じていて、それらの人々を公共部門の労働力に組み込もうとしているが、政府はそれらの規定を有効に執行していなかった。法律では障害者を、教育、医療へのアクセス、及びその他の公共サービスの提供における差別から保護していて、政府部門の仕事の4パーセントと民間部門の仕事の2パーセントを、障害者のために確保している。民間企業は、障害者を雇用すると税控除を受ける資格を与えられる。

当局は、障害者の数をしっかりと記録していなかったが、紛争によって障害者に悪影響が及んでおり、また負傷によってその数が増加していた。

政府は、障害者への建物、コミュニケーション、或いは情報へのアクセスの提供に、効果的に取り組んでいなかった。

社会問題労働省が障害者の支援に対する責任を負っており、献身的な慈善団体や組織を通じてその支援に取り組んでいた。

国籍 / 人種 / 少数民族

それ以前の年と同様に、政府は、少数国民や少数民族による伝統的、宗教的、及び文化的活動の実施を積極的に制限していた。市民権の有無を問わずクルド人の住民は、当局や社会からの差別や抑圧はもとより、政府主導の暴力にも直面していた。政府軍は、当年中に大勢のクルド人活動家の逮捕や勾留を行っており、また伝えられるところによれば拷問も行っていたという。

政府は依然として、クルド語の使用及び教育を制限し続けていた。また政府は、クルド語で書かれた書籍やその他の資料の出版、クルドの文化的表現、また時にクルドの祝賀行事も制限していた。当局は引き続き、店舗やレストランの中の看板や掲示板に書かれている言葉の少なくとも 60 パーセントはアラビア語であることを義務付ける、2009 年の政府規則を施行していた（第 2 節 a 項を参照）。

バッシャル・アサド大統領が属するアラウィー派社会は、政府全体にわたって特権的地位を享受していて、国の治安組織及び軍の指導的地位を支配していた。それにもかかわらず、報告によれば政府はアラウィー派の反政府活動家も、恣意的な逮捕、拷問、勾留、及び殺害の標的にしていたという。過激派の反政府集団は、アラウィー派が親政府的立場を取っているとみなし、何度かにわたってアラウィー派社会を標的にしていた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待

法律では、「自然の道理に反する性的関係」と定義付けて同性愛の関係を禁じており、違反者には 3 年以上の懲役刑が科せられると規定している。法律では、「自然に反する」いかなる性的行動も明確に犯罪とみなしている。前年まで、警察はこの罪を利用して、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー、及びインターセックス (LGBTI) の人々を起訴していた。当年中には、当該法律に基づく起訴事案の報告はなかったが、NGO の報告では、政府は過去数年間にわたり、社会的価値観の悪用、違法薬物の売買又は使用、「みだらな」パーティーの企画や宣伝といった罪で、何十人もの男性同性愛者や女性同性愛者を逮捕していたことが示唆されていた。

LGBTI の問題に焦点を当てた国内 NGO は見当たらなかったが、LGBTI 向けのオンライン・マガジンといった、いくつかのオンライン・ネットワーク・コミュニティがあった。人権活動家の報告によれば、社会のあらゆる側面に、性的指向や性同一性に基づくあらゆる社会的差別が存在するとのことであった。また、過激派集団が LGBTI の活動家を脅迫しているという報告もあった。

地元メディアは、治安部隊が、民間人の勾留、逮捕、及び拷問のための口実として同性愛という罪を利用している、おびただしい数の事案を報道していた。しかし、警察が逮捕の論理的根拠を伝えることはめったになかったため、そうした事案の発生頻度を見極めることは困難であった。アウトライト・インターナショナル (Outright International) によれば、2016 年 5 月に ISIS の報道室が、LGBTI 社会に属している疑いのある人々に対する、「シャリーア法の刑罰の執行に関する写真入り報告書」を発行したという。写真の中には、1 人の少年がビルの最上階から突き落とされる画像が含まれていた。

HIV 及び AIDS の社会的汚名

HIV / AIDS に感染した人々に対する暴力や差別の報告はなかったが、人権活動家は、そうした事案は一般的に報告されないケースが多いと考えていた。政府、世界銀行 (World Bank)、及び世界保健機関 (World Health Organization) は、シリアに住んでいる HIV / AIDS 感染者の数に関するデータを保持していなかった。監視団は、同国における性的暴力の増加に伴い、HIV / AIDS 感染率は高まると予想していた。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では、組合の結成やそこへの参加、合法的な労働者のストライキ、及び団体交渉を行う権利を規定しているが、それらの権利には過度の制約が課せられていた。法律では反組合的差別を禁じているが、一方で雇用主に労働者の任意解雇を認めている。

法律では、全ての組合に対して、政府系の労働組合連盟 (General Federation of Trade Unions: GFTU) への所属を義務付けている。また、結社の自由に対する制約には、違法なストライキに対する罰金刑や懲役刑も含まれていた。政府は、「一般生産計画への不利益」をもたらした者に、刑罰として強制労働を課すことができた。法律では、運輸や通信などの特定部門における 20 人を超える労働者が参加するストライキや、公衆のデモに似たストライキ行動を禁じている。

法律では、公共部門の交渉過程には政府の代表者が参加することを義務付けており、社会問題労働省に、締結された協定に反対してその登録を拒否する権限が与えられていた。当該法律及び関連する労働者保護は、労働者に団体交渉権が認められておらず、またそれが必要であるともみなされていない、公務員規定の対象とされる労働者には適用されない。また当該法律は、外国人家事労働者、農業労働者、NGO 職員、或いはインフォーマル部門の労働者にも適用されない。労働者全体の中でかなりの割合を占めているにもかかわらず、自営業者に対する法的保護はない。外国人労働者は、各自の職業を代表するシンジケートに加入することはできるが、選挙で選ばれる職位に立候補することはできない。ただしパレスチナ人は例外で、彼らは組合で公選の役職に就くことができる。

しかし当年には、政府は該当する法律を有効に執行しておらず、またそれを行うための真剣な試みも一切行っていなかった。刑罰は、違反を思いとどまらせるには不十分なものであった。

バース党が GFTU を牛耳っており、同党の政策要綱には、同党の準公式構成組合は労働者の権利を守ると明記されている。GFTU の会長はバース党の古参党员で、会長とその代理人は、経済問題に関する閣僚会議に出席することができた。それ以前は GFTU が、どの部門や産業が組合を持つことができるかということをはじめ、組合活動のほとんどの側面を管理していた。また GFTU は、組合の運営組織を解散させる権限も持っていた。組合の選挙は、一般的には GFTU の直接的な干渉を受けることはなかったが、選挙戦で成功を収めるためには、通常はバース党の党员であることが必要とされた。GFTU が政府と密接に関係していたため、実際的には団体交渉権は存在していなかった。法律では民間部門における団体交渉権を規定しているが、過去の政府による抑圧のために、ほとんどの労働者がこの権利の行使を思いとどまっていた。

反組合的差別に関する雇用主の慣行については、情報をほとんど入手できなかった。当年における社会不安と経済的衰退のために、多くの労働者が民間部門の職を失っており、そのために論争において雇用主がさらに優位な立場に立つことになった。

b. 強制労働の禁止

法律では、全ての形態の強制労働を禁じているわけではなく、実際にそうした慣行が存在していた。例えば、当局は既決囚に重労働の刑を科すことができた。ただし、国際労働機関（International Labor Organization）によれば、当局がそのような刑を執行することはほとんどなかったという。当年の関連法の施行に向けた政府の取り組みについては、情報をほとんど入手できなかった。

報告によれば、YPG が、検問所とクルド人地区の居住地で、18 歳から 30 歳までの未知数の男女を捕らえて、YPG のために戦うよう強要しているということであった。報告によれば、ISIS を含む過激派の戦闘員が、中央アジアからの移住者を含む一部の外国人、子ども、及び西洋の女性に対して、自分たちの仲間になるよう強要や強制をしたり、或いは騙して入隊させたりしているという。

シリアは、営利目的での性的搾取や強制労働のために売買された女性や子どもの、目的国及び中継国であった。政府は、人身売買の撲滅に向けた最低基準に十分に從っておらず、またそうするための大きな努力もしていなかった。

2015 年にハサカ県のアッシリア人（Assyrian）の村落に侵入した後、ISIS はおよそ 230 人のアッシリア人キリスト教徒を捕らえて、何人かの女性に性奴隷になるよう強要した。2 月の時点で全員解放されているようであった。また 2014 年から、ISIS はイラクで何千人ものヤジディ教徒の女性と少女も誘拐して、強制的にシリアに移送しており、そこで彼女たちを組織的レイプ、強制結婚、家庭内での強制労働、及び性的暴力の被害にさらしていた。COI によれば、ISIS は医療専門家の労働に制約を課し、場合によっては医師に対して、公立病院や民間診療所で働くのをやめて、代わりに ISIS の戦闘員の治療に従事するよう強要しているとのことであった。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

法律では、職場での搾取からの子どもの保護を規定している。ほとんどのタイプの非農業労働に対する最低雇用年齢は、15 歳か初等教育修了のいずれか早い方で、重労働を伴う業種における最低雇用年齢は 17 歳とされている。16 歳未満の子どもが働く場合には、親の許可が必要とされる。18 歳未満の子どもは 1 日 6 時間までしか働いてはならず、また残業や夜勤、或いは週末や法定休日の労働は行ってはならない。法律では、違反者には当局が「妥当な刑罰」を適用するものと規定している。児童労働に対する制約は、家族の仕事を手伝っていて給料をもらっていない子どもたちには適用されない。

児童労働法の執行に関しては、公表されている情報がほとんどなかった。政府は一般に、児童労働の防止や撲滅に向けた大きな努力はしていなかった。政府の執行に関する独立した情報や監査報告は入手できなかった。

シリアにおける児童労働は、物乞い、家庭内労働、農業といったインフォーマル部門と、見張り番、スパイ、密告者といった紛争に関係する仕事の双方で行われていた。紛争関連の仕事では、子どもたちが報復や暴力の重大な危険にさらされていた。2011 年に抗議活動が始まる前には、奴隷式農業労働機構や路上での物乞い体系から子どもたちを排除する動きに前進が見られたが、武力紛争の勃発によってその前進が停止した。

政府は依然として、強制的な少年兵の徴募及び利用を続けており、また政府、武装反政府部隊、及

び ISIS といった特定組織による子どもたちの徴兵及び利用を防いで子どもたちを保護するという責務も怠っていた。

とりわけ組織的な物乞い集団によって、国内で避難している子どもたちが強制労働の被害にさらされ続けていた。ユニセフ（UNICEF）によれば、600 万人の子どもたちが救命支援の必要に迫られているとのことであった。またユニセフからは、戦闘によって 4 校に 1 校の学校が破壊されたり傷付けられたり、或いは占領されたりして、200 万人を超える子どもたちが学校に通えない状況に陥っているという報告もあった。セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）とユニセフの報告によれば、武力紛争が始まって以降、シリア国内の 75 パーセントを超える世帯に、学校に通わずに働いている子どもがいるとのことであった。

d. 雇用又は職業に関する差別

憲法には、性的指向、年齢、又は HIV 感染に基づく差別についての規定はない。政府が同性愛を法律で禁止しているために（第 6 節の「性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待」を参照）、多くの人々が性的指向による差別に直面していた。障害者に対する差別は、採用及び職場へのアクセスにおいて生じていた。雇用及び職業における差別は、特定の民族集団に関して行われていた（第 6 節の「国籍 / 人種 / 少数民族」を参照）。

e. 受入れ可能な労働条件

法律では、公共部門の月額最低賃金を、仕事のタイプや教育水準に基づいて 5 段階に分けているが、そのほぼ全てが世界銀行の定める貧困指標の 1 日当たり 1.90 ドルを下回っていた。給付金には、食事手当、制服手当、及び交通費が含まれていた。公共部門の職員のほとんどが、収入を補うために賄賂を当てにしていた。民間部門の企業では、通常それよりもはるかに高額な賃金が支払われており、最低賃金率は政府及び雇用主団体によって半公式に設定されていた。官民両部門の多くの労働者が、追加で肉体労働の仕事に就いたり、或いは拡大家族からの援助に頼ったりしていた。

1 週間の労働時間は、食事時間と休憩時間を除き、公共部門が 35 時間で民間部門が標準で 40 時間であった。この労働時間は、業界や仕事に伴う健康被害に応じて増減する可能性がある。法律では、合計で 1 日当たり 1 時間以上になるように、少なくとも 1 日に 1 回は食事又は休憩時間を設けるよう規定している。雇用主は、労働者が連続 5 時間を超えて、或いは 1 日当たり合計 10 時間を超えて働くことのないように、労働時間と休憩時間のスケジュールを組まなければならない。また雇用主は、時間外労働に対しては割増手当を支給しなければならない。

政府は労働安全衛生基準を設定していた。法律には、雇用主に対して、仕事の性質に内在する危険から労働者を守るための適切な予防措置を講じることを命じる規定が盛り込まれている。法律では、自分の健康や安全を危険にさらす状況から自らの判断で逃れた労働者については、職を失うことから保護していなかった。

最低賃金並びに受入れ可能な労働条件に関するその他の規制の執行に対しては、社会問題労働省が責任を負っている。保健省（Ministry of Health）と社会問題労働省は、職場における安全衛生基準の遵守を検査するための職員を任命していた。労働者は、衛生条件や安全条件に関する苦情を、そうした事案の裁定を行うために設置された特別委員会に申し立てることができた。賃金や労働時間に関する規制はもとより、労働安全衛生規則も移民労働者には適用されず、そのためにそうした労働者がより虐待を受けやすい状況になっている。

当年の政府による労働法の執行や労働条件については、情報がほとんどなかった。安全衛生の検査

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

40

に関する報告例はなく、以前は定期的に行われていたホテルや主要レストランといった観光施設の検査でさえも、もはや実施されていなかった。暴力のせいで多くの検査職のポストが空席になっていたため、農村部と都市部のいずれにおいても労働法の執行は手ぬるかった。例えば、農業部門では、1万を超える職場があるにもかかわらず、検査官がたったの20人しかいなかった。刑罰は、違反を思いとどまらせるには不十分なものであった。

外国人労働者は、特に家庭内労働者の場合には、依然として搾取的状況にさらされやすくなっていた。例えば、法律では外国人女性の家事奉公人に対しては、シリア人の家事奉公人と同じ賃金を得る法的権利を与えていない。また武力紛争による暴力も外国人労働者に悪影響を及ぼしていて、その中の一部は国を離れることが困難であると考えていた。社会問題労働省が、移民の家庭内労働者に安全な労働条件を提供する責任を負う、職業紹介事業者の取り締まりを担当していたが、その監督範囲は分からなかった。大都市では、時々アジア人の家庭内労働者が、ビザの切れた状態で何年も国内にとどまって働き続けていた。長年にわたって続く混乱のために、サービスに対する需要が著しく減少しているのに伴い、大勢の外国人労働者が自発的にシリアを離れていた。